

目次

P -CV-1st-1★訴状20190314.....	2
P -CV-1st-2★釈明書20190520.....	12
P -CV-1st-3★準備書面①20190622.....	16
P -CV-1st-4★準備書面②20190919.....	22
P -CV-1st-5★準備書面③20191111.....	24
P -CV-1st-6★証拠20190221.....	27
P -CV-1st-7★証拠追加20190711.....	28
P -CV-1st-8★甲1号証-反証書.....	29
P -CV-1st-9★甲2号証-反証書.....	35
P -CV-1st-10★甲3号証.....	37
P -CV-1st-11★甲4号証-反証書.....	40

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

訴状 P

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告

住所(送達場所) 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

群馬県 同代表者 知事 大澤 正明 電話 027-226-2045 FAX 027-243-3575

慰謝料請求事件

請求金額 10 万円

ちょう用印紙額 1 千円

第 1 請求の趣旨

1 被告は原告に対し 10 万円を支払え(今回は試験訴訟です)

本来は摘発されるべき包囲網の各人に請求すべき慰謝料ですが、その告訴や求償権の行使を公的機関が職権濫用により実質的に妨害したことについて国家的責任を求める趣旨です。

本請求の法的位置付けについては尚検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

一人当たり 3,000 万円 × 包囲網 7,000 万人 = 総額 2,100 兆円と想定し、本事件は 100 兆円と見積もりましたが、各事件の不法行為との関係は相対的なものに過ぎません。

2 訴訟費用は被告の負担とする

第 2 請求の原因

風和の湯で起きた二度のイス取り事件を、沼田署がまたしても隠蔽しました。

群馬県警沼田署被疑者不詳 C～K は、後述の通り、私が訴えた被疑者不詳 A と B の犯行の極めて高度の恣意性を認めないことにより告訴を妨害しました。

これらは著しく不合理な事実を否定する違法な判断であり、信義則(民法 1 条)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であり、露骨な非人間扱いであり、人権侵害であり、精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

また被疑者らを野放しにしたことにより包囲網の威力への恐怖が続きました。

これらは彼らの職務上の故意または過失であり不法行為です。

よって日本国憲法 13 条と日本国憲法 17 条に基き、

①国家賠償法 1 条 1 項、

②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任もし

くは民法 719 条の共同不法行為責任に基く民法 715 条の使用者責任)の公人への類推適用、
③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任もしくは民法 719 条の共同不法行為責任に基く民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用、
のいざれかの選択適用により、被告に対して慰謝料を請求します。

なお、いざれも適用可能な場合は、先順位から(②、③においては後者を)適用ねがいます。また、もし被告らの関連共同性が認められない場合は、各人均等とします。

第3 私が訴えた内容

要するに、超閑散状況なのに置いて在るイスに座ろうとする人はまず居ないし、もしそうするなら危険行為である横取りにならないように必ず配慮するはずなので、根拠無く片付け忘れだと思い込むことなどありえないということです。

ですから二人の被疑者の行動は、夫々何重にも不合理で著しく恣意的なので、共謀して同じ行為を繰り返すことによる包囲網の威力に相違ありません。

言い逃れをする被疑者達も、それを許す沼田署も、著しく不合理で事実を否定しています。このように当たり前のことを認めようとしないのは公序良俗違反であり信義則違反です。

事実経過

詳しくは甲 3 に記述の通りです。

一回目は、外湯(露天風呂)から戻ってみると、置いておいたイスに座られていきました。

なお、通報していませんが、この通報以前にも 7~8 回続けて同じ目に遭っていました。

二回目は、すぐ目の前の内湯に入っていて、気が付くと置いておいたイスに座られかけていました。 シャワーの取っ手にタオルを縛り付けておいたのに、勝手に解かれました。

なお、被疑者は毎回異なります。

1 状況の恣意性 二回とも超閑散だったこと(正当事由が無いこと)

ほとんどの蛇口(洗い場)が空いていたことは二人とも認めていました。

なお、風呂場の構造は甲 3 の通りですが、広さはタテ、ヨコとも 8m くらいで、露天風呂側の壁は上から下まで大きな一枚ガラスになっていて外の景色がよく見えます。

2 認識の恣意性

要するに、一般的な発想手順から外れており、不注意過ぎ、何よりも辻褄が合いません。

① (A B 共通) ほとんどの蛇口(洗い場)が空いているのに、わざわざ置いて在るイスに座ろうなどと、一般人は考えません。 考える必要が無いからです。

② (A B 共通★) 根拠の無い思い込みはありえません いわば信号無視と同列

イス(B はタオルも)が置いて在れば、使用中なのではないか? とまず必ず疑うはずです。横取りになる惧れを当り前にまず心配し、使用中ではない(該当者が居ない)事を確認したうえで、それならじゃあそのまま使おうか、ということになるはずです。

最初から片付け忘れだなどと決め付けませんし、そう決め付ける根拠も有りません。

ですから、置いて在るイスに座る前に、イスの数と入浴者の数を必ず見比べるはずです。
(なお、本件のように超閑散の場合なら、条件反射的に無意識に普通に数えると思います。)
もし入浴者の数が足りなければ死角(露天風呂)に居るのではないかと疑い、ガラス壁に近づ

いて覗いて確認するはずです。

③ (Bのみ★)たとえ思い込んだとしても、置いて在ったイスはたった二つであり、目の前の内湯の入浴者もたった二人であることにも気付かないことはありえません。

④ (Bのみ)蛇口に縛り付けてあったタオルをも忘れ物だと根拠無く決め付けて勝手に解いています。これも②と同じ理由ですが、備品ではないので恣意性は高いです。

3 行為の恣意性

① 人格権の侵害に当る危険行為(公序良俗違反)なのは自明であること

まず、行為の意味として私の物理的存在を否定しており、また自由を侵害しており、人格権(憲法 13 条の一個の人間として認められる権利や自治の権利)の侵害に当るのは自明です。

第二に、前主が何者かわからないままそのイスを奪うなど、普通は怖くてできません。

私が何者か知っていたからこそ安心して座れたのだと思います(既知の証明)

② 二人とも開口一番で謝っていたこと

咄嗟の「気が付かなかつた、ごめんなさい」は使用中であることへの表象だと思います。

★当たり前の発想と手順

① 空いている蛇口(洗い場)を探す

② その中から自分が座る場所を決めて、そこに自分で持つて来てイスを置く
(普通はこれで終わりであり、③を選択する人はまず居ません)

③ ②において、もしどうしても置いて在ったイスを使いたい場合は、まず横取りにならな
いように配慮し、つまりそれが使用中のイスではないかと疑い、該当者の有無を確認する。

置いてあるイスの数と入浴者の数を見比べ、合わなければ死角(露天風呂)に該当者が居るの
ではないかと疑い、ガラス窓に近づいて覗いて確認し、居れば本人に訊ね了承を取る。

第4 沼田署の不当性

1 以下の理由により正当業務行為ではなく職務上の故意または過失であり不法行為です
事件性の認識の異常(下記①～⑤について) (偶発性 1/100000000 以下)

① 超閑散であったのに、敢えて横取りする必然性が無いこと(状況の恣意性、1/10000)

② 忘れ物だと根拠無く思い込むことなど有り得ないこと(認識の恣意性、1/10000)

③ 露骨な人格否定行為であること(行為の恣意性、1/10000)

④ ①～③が同時に重なっている相乗的恣意性(1/100000000)

⑤ ①～④が繰り返されている相乗的恣意性(1/100000000)

否定する合理的根拠を全く示さないこと(判断の恣意性、1/10000)

いつものことですが、理由が無く、結論だけなので合理性が有りません。

二人の被疑者らの身元や供述内容を教えないこと(認識の恣意性、1/10)

当事者同士でその場で当然に訊ねるべきことを訊き逃したわけですから、相手が拒否する道
理も無く、電話一本で了解を取るだけの話です。拒否するなら、逆に嫌疑が深まります。

ですから訴えを否定する合理的根拠が無い以上、沼田署が対応しなければ通報目的を無視し
た訴訟の妨害に当るのは自明です。

対応窓口を示さないこと(認識の恣意性、隠避、1/10)

二度の通報で延べ 7 人の警官が一人も名乗っていないので連絡の付けようが無いこと
警官でない者を対応させたこと(身分詐称) (甲 4、1/10)

完全なスーツ姿でしたし、話しぶりや露骨な詭弁などから、被疑者不詳 K は警官ではなく弁護士である疑いが強いです。

2 不法行為の類型

不法行為 1～3 は全て実質的無視という不作為です。

無視とは、私の訴えから包囲網による脅迫という公益に対する重大かつ切迫した危険や人格権の侵害が容易に知りえたのに、また、その危険を除去する権限が法定されていて、かつ危険回避に必要な権限を容易に行使できたのに、根拠無く行使しなかったということです。

法定とは、警察法、犯罪捜査規範、刑事訴訟法、警察官職務執行法などです。

要するに、全てが著しく不合理で、根拠無く事実を否定しております(職務行為基準説)。

言い換えると、全ての判断が事実認定の基本原則に違反しています(公序良俗違反)。

それは①わからうとしない点や②根拠を示さない点や③結了扱いにした点に象徴されます。

事実の否定という意味では、隠蔽とはすべからく犯罪事実の否定による正当行為への偽装という実行行為とも言えます。

例えば「見えるとこに居なかったから忘れ物と思って座っただけ」、「たまたま使っちゃっただけで、貴方への害意は無い」、「公共の場、公共の物だから犯罪ではない」などです。とにかくこのように私の主張を無視して、勝手に根拠無く正当性を言い張るのです。

そもそも違法行為に適法性(正当行為)の推定はできないのは百も承知のはずです。

3 法的評価

これらは職権の濫用であり、警察法や犯罪捜査規範に違反しており(違法)、適正な手続を受ける権利や生命に対する権利や平等権を侵害しており(違憲)、不法行為です。

なお過失要素としては、事実の否定、公序良俗違反、人権侵害、作為義務違反、などです。

★手続ないし行為として無効です

いずれの行為も公権力の行使や行政行為や手続に該当すると思います。

一般論として事実を否定する著しく不合理な判断(無視すること)は手続妨害です。

つまり問題(被害)を決定したのは私であり、それを無視した判断ないし処理では、被害は解消しませんから、手続目的を達成できません。

特に最大要素のはずの脅迫の疑いを根拠無く排除したことは、極めて恣意的で著しく不合理で事実を否定しており、事実認定に重大かつ明白な瑕疵が有るので公序良俗違反による無効とれます。

行政手続法に則って言い換えると、不利益処分をしたのに、告知・聴聞の機会を与えず、かつ理由も示さなかったということであり、著しく公正性や透明性に欠けます。

つまり事実認定もしくは要件認定の誤りであり、平等原則の違反と目的・動機の違反です。

★警察が根拠無く被害の訴えを無視することは作為義務違反です

もし仮に公権力の行使や行政行為や手続のいずれにも該当しないとしても、訴えた内容にもよりますが、各根拠法に明記された職責や、私法による報復が禁じられている事や、税金を前払いしている事などから、作為義務違反に当ると考えます。

4 証明方法

隠蔽の証明 否定した合理的根拠を訊ねる 釈明処分または証人尋問

差別の証明 同事例の開示を求める

5 本件の動機や背景

このように被疑者二人の行動も沼田署の対応もいずれも極めて恣意的です。

動機は被害届 2018 の通り、包囲網としての威力であり、要するに社会的な村八分です。

このように、包囲網は信じないこと・認めないことにより犯罪を隠蔽して来ました。

包囲網は本来ありえないことを威力によって既成事実として正当化して来ました。

本件は公衆の面前での人格否定ですから、害意の対象は特に自由と名誉だと考えます。

なお、下記の判例に即して表現すれば、全てが無言の村八分の通告とみなせます。

判例の摘示 甲 6 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当るとした判例(大阪高等裁判所 昭和 30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和 32 年 9 月 13 日 破棄自判)

第 5 犯罪性の強調(職権濫用による脅迫と隠蔽です)

被告らの動機は要するに全社会的な村八分であり、包囲網としての威力です。

既に十年以上も前から、この慣習上の偏見に基く迫害の輪がネットを介在して全世界に拡がっています。

包囲網は信じることにより威力によって犯罪を既成化して来ました。

脅迫殺人(告訴状 A)と狙撃脅迫(告訴状 B)はいずれも私の生命への脅迫であることは明らかであり、また本事件もこの二つを起源とする派生事件の一つと思われますから、包囲網は生命への脅迫の意図を常に持っているとみなしてよいと思います。

要するに、その対応があまりに露骨な非人間扱いなので、そこに不當性を演出して包囲網の威力を示そうとする意図が表れています。

こうした対応の違法性、つまり、訴えられた場合に勝ち目は無いことはあまりに自明のはずであり、一般的には選択の余地はありませんが、それらを敢えて選択し実行している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えは不当な判決による私の敗北等、何らかのありえない特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせるぞ」という無言の脅迫の意図を如実に示しています。

同時に刑訴法 189 や 239 条〇 2 、警察法 2 条や犯罪捜査規範 4~5 条への違反と思われます。そしてその著しく不合理な判断が脅迫の疑いの排除という点に集中し、時系列的にも常に隠蔽の方向に極めて一方的に不公平に傾斜しており、その点が強く故意を示唆しています。

また、群馬県警の対応の前提には警視庁(訴状 A)・埼玉県警(訴状 A II)による脅迫殺人への関与の隠蔽という巨大な動機(高度の恣意性)が存在します。

第 6 不法行為

不法行為 1 20190121 14:50 風和の湯(みなかみ町上牧 1996-7)での通報対応において
沼田署被疑者不詳 C～F は、私が訴えた同日 14 時頃の被疑者不詳 A のイス横取り行為の極
めて高度の恣意性を根拠無く認めないことによって告訴を妨害し適正な手続を受ける権利
を侵害しました。これは著しく不合理な事実を否定する違法(警察法や犯罪捜査規範)な判
断であり、信義則(民法 1 条)と公序良俗(民法 90 条)違反による無効(民法 119 条)であり、
人権侵害であり不法行為です。

なお、以下のうち不当性の類型的説明については被害届 2018 に記載の通りです。

不法行為 1 について甲 1 号証の反証書より引用

反 P1 中(私)外に在る露天風呂から戻って来てみたら自分の座っていたイスを取られてるんですよ、

反 P1 中(私)はい、これがあのう、このところここに来てあの、一回来る度に二回ぐらいずつやられてるんです。 私、二回ぐらい風呂、あの、露天風呂入ってるってことなんですが、戻って来ると必ずやられると。 それがもうここ、10 日に一遍ぐらい来てるんですが、三～四回、ですから延べ一ヶ月くらい続いてるんですよ、そういうことが。

反 P1 中(被疑者不詳 C)うん、 (私) そうするとまあ、単純に単発で見ればあの、相手を卑下する行為だと思うんですが、それをあのう、全く違う人、い、あの、同じだったことは無いんで、全く違う人達が示し合わせて同じことをしてると。 反 P1 下(被疑者不詳 D)毎回違う人なんすね? (私) うん、 そこが威力だなど、何らかの、感じます。

反 P2 上(私)で、私が上がって来た時には、私以外には 3 人しか居なかつたんですよ。 3 人しか居ないで、そのうちの一人が私のふる、使ってたとこに座ってたと。 だから空いてるのに、いつもそうなんですが、他に空いてるのに必ず取ってるんです。 だからおかしいよって、その都度あの、取ってる人に言って来てるんですが、同じ事をやってる。

反 P2 中(被疑者不詳 D)ああ、言って無いんすね? 今回は何も。 (私) その、どいてもらうかどうかが問題なんじゃなくて、その行為そのものがね、要するに、私という人間を認めようとしない行為でしょ? 非人間扱いする行為なんですよ? しようとする行為、そこに威力のその、意図が有るということなんです。

反 P4 上(私)で、基本的にあの、混んでる日に、土日には来てないんで、空いてる日にやられてるんですよ。

反 P4 中(私)いずれひょっとしてこういうことが積み重なると、訴えることも有り得るんで、そうゆう場合に備えて身元を確認しといていただきたいということです。 まあ、な、その動機のうんぬんについては、ま、猟銃の件とか、色々あの、ま、ご存知だと思うんで、詳しくご説明する必要は無いかと思うんですが? あの、訊かれればもちろんご説明はしますが?

反 P4 中(被疑者不詳 E)とりあえず把握しております、はい。 (私) その延長に在ると思われますんで、おな、同じお仲間だと、はい。

反 P5 中(被疑者不詳 C) そうそう、置き忘れたとか、あの、だから、内湯には誰も、入った時居なかつたから、で、露天風呂、外だから見えないでしょ? そんなに中から。それだから誰も入ってないと思って使っちゃったわけだから、悪気が有って使ったわけじゃないから。 ま、その点はね、(説明) ★★★★★ 被疑者不詳 C の不法行為 1 _ 職責放棄 _ 無視 _ 使

用中でないことを確かめずに置き忘れだと決め付けることなどありえません。こんな露骨な言い逃れに気付かない警察もありません。(私)ま、そこはちょっと、ガラス窓なんだから、露天風呂は覗きやよかったです? 反 P5 下(被疑者不詳 C)うん、でもだいたい入って来てすぐにね、ああ、誰も居なければ居ないなと思って、まず疑われ始めたりするじゃない? 内々的なことでね。(説明)★★★★★被疑者不詳 C の不法行為 1 職責放棄 無視 無根 意味不明です だからそれで使っちゃった感じだから、特にね、何かしよ、ねえ、イマイさんに対して何かしようと思ってやったわけじゃないから。まあ今回はあまり気にしないでもらってね。(説明)★★★★★被疑者不詳 C の不法行為 1 職責放棄 無視 無根 全く根拠の無い、犯罪的に不合理な思い込みです。訴えた超閑散の恣意性と置き忘れの恣意性の二つとも無視しています。明らかに故意です。 (私)(苦笑)あの、今回あの、単独である、訴えられるとも思ってないんで。あの、将来的にこういう記録が重なった場合に、訴えに切り替える可能性が有るんで。(被疑者不詳 C)うん、 反 P6 上(私)身元だけ確認しといていただければ。

反 P6 下(被疑者不詳 C)うん、記録でしときますんで、こっちはね。じゃ、お気を付けてお帰りください。(説明)★★★「お気を付けて」は包囲網の発言類型の代表格です。

不法行為 2 20190129 13:51 風和の湯での通報対応において沼田署被疑者不詳 G～I は、私が訴えた同日 13 時頃の被疑者不詳 B のイス横取り行為の極めて高度の恣意性を認めないことによって告訴を妨害し適正な手続を受ける権利を侵害しました。
これは著しく不合理な事実を否定する違法な判断であり、信義則と公序良俗違反による無効であり、人権侵害であり不法行為です。

(説明)被疑者不詳 B の犯行について、超閑散であったのに、敢えて横取りする必然性が無いこと(状況の恣意性)と、露骨な人格否定行為であること(行為の恣意性)について高度の恣意性を強調し、脅迫罪と侮辱罪を訴えました。詳しくは甲 3 の通りです。

不法行為 3 20190206 09:50(甲 4)沼田署(沼田市上原町 1738-1)二階の生活安全課前室において沼田署被疑者不詳 J と K は、私が書面(甲 3)で直近の二度の通報対応の不当性や被疑者不詳 A と B のイス横取り行為の極めて高度の恣意性を訴え、その訴訟に必要な情報の開示を要請したのに、これを根拠無く拒否して訴訟を妨害し、適正な手続を受ける権利を侵害しました。また、身分を明かさない特権を悪用して、警官でない者を責任者として対応させました。これらは著しく不合理な事実を否定する違法な対応であり、信義則と公序良俗違反による無効であり、人権侵害であり不法行為です。

不法行為 3 について甲 4 号証の反証書より引用

(説明)この時訴えた内容は提出した「過日の二度の通報について」に集約されています。なお、被疑者不詳 K は警察官ではない疑いが強く、また、一貫して徹底的な非人間扱いを繰り広げております。

反 P2 下(被疑者不詳 K)あ? 何をお答えするんですか?(説明)★★★★★閉口一番無視 職責放棄 無根 威力 甲 3 に目を通したと言いながらそれを完全に無視しています。要望事

項は末尾の 3 頁の下に書いて有る通り①二人の被疑者らの供述内容の開示、②事件性を否定する合理的根拠の提示、③本件の対応窓口の明示です。こうした開口一番の無視はマキシマなどと同じ威力の類型です (私)えっ? 何を? って、要望事項です。 (被疑者不詳 K)要望? (説明) ★★★★★ 無視 職責放棄 無根 威力 前項同様です (私)はい、最後に書いて有る通り。 そこだけご説明しましょうか? ええ、要するにあ、あのう、とりあえず民事、民事で進めようとしてるので、 (被疑者不詳 K)はい、 反 P3 上(私)あのう、被疑者の二人ですね、其々あの、居ますので、ええ、私が供述した通り認めているのかどうか等を教えていただきたい。 反 P3 上(被疑者不詳 K)それはお答えできないです。 (説明) ★★★★★ 無視 職責放棄 無根 威力 事件性を否定する根拠が無い以上は訴訟の妨害による人権侵害であることは自明ですから、その違法性阻却事由を求めていますが、守秘義務か紛争予防を口実にしていると思われ、その理由をはっきり言おうとしません (私)いや、答えないとあの、訴訟にならないんですけど? 当人の 反 P3 上(被疑者不詳 K)他に何かご要望は? (説明) ★★★★★ ゾンビ化 抗議を無視 職責放棄 無根 威力 三つの要望を完全に無視しています (私)いやあの、当人の、達の身元をとりあえず教えてください、直接訊きますので、本人達に。 反 P3 上(被疑者不詳 K)は、ちょっとお答えできませんですね。 (説明) ★★★★★ ゾンビ化 抗議を無視 職責放棄 無根 威力 答えなければ妨害です (私)その根拠は? (被疑者不詳 K)根拠? 根拠とおっしゃいますと? (説明) ★★★★★ ゾンビ化 無視 職責放棄 無根 威力 法的根拠以外に何か有りうるのでしょうか? 露骨な自痴化です (私)いやいや、何の為に通報してると思ってます? 私の手続を妨害しますよね? (被疑者不詳 K)手続を妨害? (説明) ★★★★★ ゾンビ化 抗議を無視 職責放棄 無根 威力 露骨な自痴化です

反 P3 中(私)いやいや、犯人であれば、当然あの、本当の事なんか言わないですよね? 蓋然性として、確率として。 ですから警察を通してるんです。 で、警察に身元を確認していただいてるんです。 ですからそれを開示してくださいと言ってるんです。 (被疑者不詳 K)お答えできませんですね。 (説明) ★★★★★ ゾンビ化 抗議を無視 職責放棄 無根 威力 (私)どう? どう? それは非常にあの、お答えが理不尽ですね? ジャ、何の為に通報するんですか? 一般人は。 おっしゃってください。 (被疑者不詳 K)相手方のことを誰某と言って回ることはございません。 ですので私が貴方の例えがご住所とか名前を言って回るってことが無いのと同じように、ええとその相手方に対して、ええ、名前であるとか、申し立ててる内容であるとか、を当事者である貴方にお答えするということはちょっとできないと。 (説明) ★★★★★ ゾンビ化 抗議を無視 職責放棄 無根 威力 事件性を否定できる根拠が無いので開示しない正当性が無いと言っているのにわからうとしません (私)そうゆうことならなぜその場での、必要が有れば相手に訊いてくれと言わなかつたんですか? 当然、警察に、後日訊けば教えてくれるものと思って訊いてないんですが? そうすると連絡取りようが無いですね? 相手に。 それすると完全に手続妨害とゆうか、隠蔽と、はっきり言えばそうゆう状態と見做されざるをえないと思いますが?

反 P3 下(被疑者不詳 K)何の犯罪なんですか? (説明) ★★★★★ ゾンビ化 無視 職責放棄 無根 威力 齧迫罪と侮辱罪と二度も書いて有ります。全てを説明し直させて疲れさせよう。

という自痴化です。(私)書いて在るでしょ? 読んでください。読みましょうか?全部。一から読みましょうか?(被疑者不詳K)読みましたよ、どこに書いて有るんですか?(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_職責放棄_無根_威力_読んだ事になりません(私)真ん中の部分ですね、特に名誉と自由に対する脅迫です。

反 P4 上(私)いや、数字で示してあるでしょ?私は。私はそれぞれ 1/100 とか数字で示してあるでしょ? その箇所に数字で答えて下さいってことです。反 P4 上(被疑者不詳K)事件性を否定する合理的な数値というのは? 少しあくまでこないんですが、それが 100 とか 2000 ってゆう答えになるわけですか? 10000 とか、数字でお答えするってゆうのは?(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_職責放棄_無根_威力_自痴化です。つべこべぬかさず合理性を示せ!(私)ええ、どんな数字でもいいですから数字で示してください。そうでないと合理性が出ないですよね? 示せないでしょ?(被疑者不詳K)ううん、それ対象とする客観的な数字というものが無いので、ここで数字でお答えすることは無いです。次のご質問ですね、ううんと、対応窓口ですね? ええと事案事案によって、対応する窓口は変わってくるので、一本化することはできないとゆうことが回答でございます。(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_職責放棄_無根_威力_自痴化です。つべこべぬかさず合理性を示せ!_また事件性を否定できない以上は対応窓口を明示しなければ必要な連絡が取れないでの妨害です

反 P4 下(私)今回は特に名誉、名誉に対する害意だと思います。そ、それは否定しようが無いですよね? 座っていた人の人格とゆうか、存在そのものを否定している行為ですから。(被疑者不詳K)はあ、(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_職責放棄_無根_威力_自痴化です(私)もう、名誉に対する害意とゆうか、もう、現実に実行行為としてありますよね?(被疑者不詳K)そうですか?(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_職責放棄_無根_威力_自痴化です。つべこべぬかさず合理性を示せ!(私)いや、そうですか? って、否定するんだったら根拠を示してください。(被疑者不詳K)数字で?(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_職責放棄_無根_威力_自痴化です。つべこべぬかさず合理性を示せ!_数字以外で示せるものなら示してみろ!

反 P5 下(被疑者不詳K) まあ、私がまあ、申し上げた通りです。以上の通りなんですが? 公共性が有るので違反性は無い、事件ではないのであれば相手方の話とか、(私)公共性が無いでしょ? きゅう、九つ有る蛇口の中で、二つ三つしか使われていないんだから、わざわざその使われ、あの、塞がっているとこを狙ってくる必然性がどこにも無いでしょ? それ、公共性は、その場合、公共性は無いですよね? 反 P6 上(被疑者不詳K)無いですか?(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_職責放棄_無根_威力_恣意性の核心を訴えているのに無視しています。所有権的な違法性はたしかに有りませんが、話のすり替えです。(私)ええ、場所取りに当る場合は初めて公共性とゆう言葉を使えると思いますよ? 場所取りに当たってないんです。そこが最もあの、事件性の高いポイントです。二回ともガラ空きなんです、はい。反 P6 上(被疑者不詳K) ううん、まあ、そうゆう主張であることはわかりました。他には?(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_職責放棄_無根_威力_恣意性の核心を訴えているのにまるで無視しています

反 P6 中(私)(苦笑)いや、ですから私が訴えている事件性を否定する根拠が有りません。根拠になつてません。 反 P6 中(被疑者不詳 K)あ、それはやっぱりイマイさんが思うだけですよね?(説明)★★★★★ゾンビ化_発言類型4_抗議を無視_職責放棄_無根_無意味威力_被害届2018に記載の通り発言類型4です (私)いや、思うじゃなく、だからそういう水掛け論にならないように数字を示せと言ってるんです? 私は数字を提示しますよ? それが信義則違反だつってるんです?

反 P7 上(被疑者不詳 K)100 掛ける 100 は、何回ぐらいですか? ん? 連続ってゆうことは、100 回に 1 回が連続しても、やっぱり 100 回に 1 回は 100 回に 1 回ですよね?(説明)★★★
★★白痴化_中学レベルの常識です。どうやって警官になったのですか? (私)いや
1/10000 ですよ、1/10000 です。 (被疑者不詳 K)掛け算になるんですか?(説明)★★★★
★★白痴化_中学レベルの常識です。どうやって警官になったのですか? 少れます

反 P7 中(私)はい、ですから、一回目も二回目も、単発で考えても 99.99%以上の蓋然性を持っていますねと。 恣意性が有りますねと、はい。 それが事件性だとゆうことです。
反 P7 中(被疑者不詳 K)ああ、なるほどね、はい、わかりました。 有りますか? 他に何か。
(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_職責放棄_無根_威力_まるで無視しています
反 P7 中(被疑者不詳 K) うん? 蓋然性は下がるんじゃないですか? だって、確率のパーセンテージが、分母が増えしていくんだから、分の一が減っていくような気がするんですけど?
(説明)★★★★★白痴化_恣意性を偶発性に故意に錯誤しています。私が蓋然性という表現を恣意性に改めた理由は、この白痴化のせいです。彼が弁護士なら尚更許せません
反 P7 下(被疑者不詳 K) はい、ではお気をつけて。 よろしくどうぞ。 (説明)★★★「お
気を付けて」は包囲網の発言類型の代表格です。

第 7 行政事件としての対応を求めます

本件につき、以下の理由により行政訴訟としての取扱、特に、行政事件訴訟法 第 23 条の 2 (釈明処分の特則)、第 24 条 職権証拠調べ)の適用を要請します。

- ①不法行為の根拠となる実定法が公法(警察法、犯罪捜査規範など)であること
- ②不法行為が行政行為であること
- ③訴え内容の特殊性(組織的な職権濫用による脅迫や隠蔽)による両当事者の証拠力の格差
行政訴訟の持つ行政行為の適正性の検証という公共的側面を重視するならば、本件において当事者主義に拘束される必要はあまり無いと考えます。

特に本件は警察による組織犯罪という前例の無いケースですから、当事者間の著しい証拠力の偏在の是正の観点からも司法積極主義で事案解明をお願いします。

第 8 証拠方法 証拠説明書 P に記載の全て

第 9 附属書類 証拠説明書 P の全書証、

本書と被害届 2018 と恣意性一覧表をセットで訴状とし、これらの副本一式と証拠説明書
以上

令和 1 年 5 月 20 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

訴状 P 訂正申立書兼釈明書

令和元年 5 月 8 日付貴求釈明書に対し、以下の通り釈明かた訂正申し立てます。

なお、本書の位置付けは、釈明を求められた点に絞った要約版です。

I 損害について、「第 1 請求の趣旨 1」欄を次のように訂正します

1 被告は原告に対し 10 万円を支払え(今回は試験訴訟です)

本来は摘発されるべき包囲網の各人に請求すべき慰謝料ですが、その告訴や求償権の行使を公的機関が職権濫用により実質的に妨害したことについて国家的責任を求める趣旨です。

本請求の法的位置付けについては尚検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

一人当たり 3,000 万円 × 包囲網 7,000 万人 = 総額 2,100 兆円と想定し、本事件は 100 兆円と見積もりましたが、各事件の不法行為との関係は相対的なものに過ぎません。

摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯たる責任、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり 3,000 万円と想定しております。

但し、直接的に私にかかわった人々についてはこの内訳が在り、共犯たる責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害(著しい恐怖と屈辱)に対する請求です。

なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

II 群馬県警の不当性と動機(職権濫用による脅迫と隠蔽)

脅迫の疑い(極めて高度の故意の蓋然性)を排除する理由(合理的根拠)が常に有りません

①極めつけに不合理であること(つまり事件性の隠蔽)

つまり、著しい事実の否定ですから、公序違反であり、違法であり、当然に無効です

②予見可能性に基く結果回避義務違反であること

③人権侵害であること 生命に対する権利、自治権、適正な手続を受ける権利、平等権

★極めつけに不合理であること(事実認定における重大かつ明白な瑕疵)

①大半の洗い場が空いている状況で敢えて置いてあるイスに座ろうとすること自体が稀有であり、敢えてそうするなら横取りにならぬよう注意するはずであり、片付け忘れと根拠無く思い込むなどありえないこと、②行為の直接的意味として、私という人間の物理的存在を否定していること(もしくは透明人間扱い)と、③同じ行為が別々の人によって反復されていること、を総合すれば、「共謀して同じ行為を繰り返してみせることによる威力」である蓋然性は極めて高度です、と訴え続けておりますが、否定する理由を示しておりません。

少なくとも自決権の侵害に当たる行為であることはあまりにも自明です。

令和 1 年 5 月 20 日

本件に限らず、私が訴えた極めて高度の蓋然性(最大要素)を常に根拠無く無視しています。ちなみに、適正に処理した記録になっていると言張るのも、明らかに虚偽です。

警察とは強制力を持つ武装組織であり、犯罪捜査規範に合理捜査が明記されているのも、おそらくはこの強制力の濫用への懸念によるものと推測します。

それ故に、警察が著しく不合理というのは致命的であり、職権濫用に直結すると思います。

特筆すべきは、最大要素の欠落ですから、誰でもわかるような外形的かつ致命的な不備なのに、再三抗議してもなお、認めないことは故意としか解釈しようがありません。

故意とは職権濫用による隠蔽と脅迫です。恣意性一覧表の全事件とも同様です。

ですから必然的に私の当事者適格を否定しており、自決権を始めとする人権(ないし人格権)の侵害による手続妨害(告訴の妨害)であることも自明です。

そしてその極め付けの不合理は、何らかの特殊な状況(不公平な裁判や原告の殺害など)を前提にしない限り選択できないので、何らかの特別な意図が必然的に推定されます。

さらに、前提であるその特殊な状況が、圧倒的な組織力を以ってしか実現できない、本来ありえない犯罪的状況であることから、威力の意図が必然的に推定されます。

つまり、訴えられた場合に勝ち目は無いことはあまりに自明のはずなのに、それを敢えて選択している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、強大な組織力によってしか成しえない特殊な状況を前提にした「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせるぞ」という無言の脅迫の意図を示唆しています。

その特殊な状況の先例が、私の叔母の太田まり子の轢逃げ事故の公判であり、事故現場の立地や事故の状況から見て、当然に故意(殺人)が圧倒的最大要素であるのに、三機関が揃ってこれを皆無としました。むろん包囲網としての威力です。

もう一つの典型は群馬県警の獵銃事件であり、いずれも絵に描いたような脅迫劇です。

要するに、通るはずのない不合理が通ってしまっているから犯罪だと言っているのです。

このように包囲網は、極めて高度の蓋然性を認めないことで犯罪を隠蔽してきました。

またしばしば本件のように、露骨な不当性(違法の自明性)によって威力を演出します。

★人権ないし人格権の侵害とは、一個の人間として認められる権利(憲法 13 条)に基くものであり、自治の権利(自由権規約 1 条、憲法 13 条)や生命に対する固有の権利(自由権規約 6 条、憲法 13 条)や平等権(憲法 14 条)などです。

★動機

A～K の動機は要するに、全社会的な村八分であり、包囲網としての威力です。

この慣習上の偏見に基く迫害の輪が既に 10 年以上も前から全世界に拡がっています。

脅迫殺人(A)と狙撃脅迫(B)はいずれも私の生命への脅迫であり、また本事件もこの二つの派生事件と思われますから、包囲網は私の生命への害意を常に持っていると言えます。

本件の無言の脅迫の害意の対象は、特に自由と名誉だと考えます。

なお、下記の判例に即して表現すれば、全てが村八分の無言の通告とみなせます。

判例の摘示(甲 6) 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当るとした判例(大阪高等裁判所 昭和 30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和 32 年 9 月 13 日 破棄自判)

★ 相手方の身元の不開示

令和1年5月20日

一般論として、警察へ通報することの意味は、当事者同士では訊き出せないようなことも訊き出せるので、後日いざ告訴なり民訴に至った場合に、客観的に事件の内容を証明してもらえる点(公証機能)に有ると思います。

言わば、交通事故の事故証明に当る機能であり、相手方の連絡先も開示するはずです。ですから訴えた事件性を否定する合理的根拠が無い以上は、告訴の為と言われた場合は開示せざるをえないはずです。

さらには、警察は民事不介入が原則ですから、民事的争訟性については判断しきれないはずであり、民事訴訟の為と言われた場合は、連絡先や聴取した内容を両当事者に開示して「後は当事者同士でやってください」と引き継ぐしかないはずです。

したがってこれは、私限りの差別的取扱(非人間扱)であると断定します。

最初に訊き漏らしたことが私の過失なら、電話一本で相手方の了承を取るだけの話です。

元々訊かれたはずのことですから、相手方が拒否する道理はありません(信義則)。

このように、相手方を開示しない正当性などそもそも有り得ないので、当然に自決権や手続を受ける権利や平等権の侵害であり、手続目的(告訴や民訴)の妨害です。

III 不法行為(具体的行為態様)

★行為主体の特定について

事案の性質として、訴えている全事件の全不法行為とも、全社会的な隠蔽です。

ですから、警官は自ら名乗りませんし、訊ねても答えません。 他機関もほぼ同様です。

私としては常に特定には努めておりますが、このような特殊事情をご勘案下さい。

なお、通報に対応した警官名については警察内に記録が在るものと認識しております。

- 訴えを根拠無く無視し、告訴を妨害したこと
- 訴えや相手方の身元の開示要請を根拠無く無視し、告訴を妨害したこと
- 警察官ではないKに応対させ、AとBの身元を開示せず、告訴を妨害したこと

1 訴えを根拠無く無視し、告訴を妨害したこと

20190121 14時頃、群馬県利根郡みなかみ町上牧 1996-7 所在の風和の湯において、被疑者Aが原告のイスを横取りしたことについて、原告は、同日 14時半頃、群馬県警沼田警察署に通報し、同日 14:50 に現場に駆けつけた同警察署の警察官C、D、E、Fに、上記Aの行為は違法の自明性が極めて高く、原告に対する示威であることなどを訴えたところ、訴えからAの何らかの威力の意図の存在が容易に知りえ、また強く疑うべき状況だったのに、また、その危険を除去する権限が法定されていて、かつ危険回避に必要な権限を容易に行使できたのに、4人は訴えを根拠無く否定し、権限行使しませんでした。

同警察官らの上記行為は、①合理的理由を欠き、著しく事実を否定し、公序に違反しており、②警察法や犯罪捜査規範などに違反しており、③上記Aのイス横取り行為についての原告の告訴を妨害し適正な手続を受ける権利等を侵害する違法なものであり、これによって原告は著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被りました。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには 6,000 万円(1,500 万円×4 人)を要するところ、今

令和1年5月20日

回はそのうち3万円を請求します。

(説明)

C、D、E、Fは、後日の甲3の書面によって、一連の事件性を認識したはずです。

2 訴えや相手方の身元の開示要請を根拠無く無視し、告訴を妨害したこと

20190129 13時頃、既述の風和の湯において、被疑者Bが原告のイスを横取りしたことについて、原告は、同日13:51に群馬県警沼田警察署に通報し、同日14時半頃に現場に駆けつけた同警察署の警察官G、H、Iに、上記被疑者Aの行為は違法の自明性が極めて高く、原告に対する何らかの示威であることなどを訴えたところ、訴えからBの何らかの威力の意図の存在が容易に知りえ、また強く疑うべき状況だったのに、また、その危険を除去する権限が法定されていて、かつ危険回避に必要な権限を容易に行使できたのに、3人はこれを根拠無く否定し、権限行使しませんでした。

また、Bの身元の開示を何度も求めたのに、個人情報を口実に根拠無く拒否しました。

同警察官らの上記行為は、①合理的理由を欠き、著しく事実を否定し、公序に違反しており、②警察法や犯罪捜査規範などに違反しており、③上記Bのイス横取り行為についての原告の告訴を妨害し適正な手続を受ける権利等を侵害する違法なものであり、これによって原告は著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被りました。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには4,500万円(1,500万円×3人)を要するところ、今回はそのうち3万円を請求します。

3 警察官ではないKに応対させ、訴えやAとBの身元の開示要請を根拠無く無視し、告訴を妨害したこと

20190206 09:50(甲4)、群馬県沼田市上原町1738-1所在の沼田警察署二階の生活安全課前室において沼田警察署警察官JとKは、書面(甲3)で上記1と2における超閑散の状況やAとBのイス横取り行為の自明の違法性と相互関連性を強調して、共謀して同じことを繰り返してみせることによる威力であるとして摘発を訴え、また、AとBに対する訴訟に必要な情報の開示を要請したところ、訴えからAとBの威力の意図の存在が容易に知りえ、また強く疑うべき状況だったのに、また、その危険を除去する権限が法定されていて、かつ危険回避に必要な権限を容易に行使できたのに、JとKはこれを根拠無く拒否し、権限行使しませんでした。 なお、Kは話しぶりから警察官ではないと思われます。

JとKの上記行為は、①合理的理由を欠き、著しく事実を否定し、公序に違反しており、②警察法や犯罪捜査規範などに違反しており、③上記AとBのイス横取り行為についての原告の告訴を妨害し適正な手続を受ける権利等を侵害する違法なものであり、これによって原告は著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被りました。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには3,000万円(1,500万円×2人)を要するところ、今回はそのうち4万円を請求します。

以上

令和 1 年 6 月 28 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

P 準備書面(1)

主に令和元年 6 月 21 日付答弁書に反論するとともに論点を整理します。

第 1 令和元年 6 月 21 日付答弁書に対し、包括的に反論します

全ての反論について争います。

3 つの不法行為とも同様の答弁になっており、論点はほぼ同じなので、主に不法行為 1 についての答弁に反論することにより、包括的に反論します。

まず前提として、稀有な行為(人為的現象)に、特別な動機(故意)を感じるのは当たり前です。

これは経験則だと思いますが、要するに事象の出現確率の問題であり、特に捜査機関において、行為の希少性に故意を感じることは、刑事の基本だと思います。

この行為の希少性による故意の高度の疑いを、原告は当り前の蓋然性と呼んでいます。

各県警共通ですが、この当り前の蓋然性を認めないことによって事件性を否定しています。

椅子横取り事件の事件性

私は三回とも常に、以下の①から④の、当り前の蓋然性を訴えています。

これらの当り前の蓋然性を無視して事件性や違法性の判断はできません。

なお、偶発性の数字は今回見直しております。

①大半の洗い場が空いている超閑散の状況で、敢えて置いて在る椅子に座ろうとする選択自分が稀有なので、故意が強く推定されること(偶発性 1/10000 以下)

②敢えて置いて在る椅子に座ろうとする場合には、次項③の横取りという危険行為にならないよう充分注意するはずであり、片付け忘れだと根拠無く思い込むはずがないので、故意が強く推定されること(偶発性 1/100 以下)

③横取り行為の直接的意味として、使用中の人の物理的存在を外形的・視覚的に明らかに否定しており、それによって、「お前の存在など認めない」という侮蔑の意図、もしくは、「お前の存在を消すぞ(殺すぞ)」という生命への脅迫の意図、の無言の通告であることを否定しえないので、紛争の原因となるべき超危険行為であることを、当り前に誰でも承知しているはずなので、稀有な行為であり、故意が強く推定されること(偶発性 1/10000 以下)

憲法 13 条の幸福追求権=人間として認められる権利=自治の権利は、誰でも知っています。また、実際に横取りしたことによって、刃物で刺された実例や脅迫された実例も在るはずですし、横取りの希少性も各浴場の過去の記録からわかると思います。

事件に発展した実例は都会に多いと思われ、警察の統計情報を開示すべきだと思います。

上記 3 点だけでも、総合的偶発性は 1/1000000000 以下なのです。

更に、④希少のはずの横取りが本件では少なくとも二回、別人によって反復されていること(偶発性は上記の二乗)を総合すれば、共謀して同じ行為を繰り返してみせることによる威力

令和1年6月28日

であること、ひいては包囲網の実在の蓋然性は天文学的に極めて高度です。
しかも一回目の通報以前にも、一日に二回づつ取られていたのです(四回の往訪で計8回)。
更には、⑤二回目以後は、あれほど続いていた横取りがピタリと止まっております。
六回連続の往訪で、延べ10回も起きた現象がピタリと止んでいます。
つまり、自粛を申し合わせたものと思われますが、これも在り得ない、説明の付かない現象
であり、蓋然性として当たり前に、包囲網の実在を極めて強く示唆しております。

答弁書への反論

★1 6頁4行目ほか、「場所取り」という呼び方がそもそも適当ではありません。

場所取りというのは、混雑している状況において使われる物権的な占有の概念であって、閑散状況では片付ける必要が無いから置いておくだけで占有の意図はありません。

★2 6頁13行目 (2)被告の主張

「捜査を行うか、どのような捜査を行うかについては捜査機関に裁量が認められる。

椅子の横取り事案①において椅子を横取りした者①による(原告が言うところの)「椅子の横取り」行為に違法性が無いことは、わが国の公衆浴場の通常の利用形態等からして明らかである。すなわち、わが国の公衆浴場においては利用者が洗い場で使用した共用の椅子を使用後もそのままの状態で置き放しにして立ち去ること、また、そのように洗い場に置き放しにされた共用の椅子を別の利用者がそのまま引き続き利用することはよく見られることである上、いわば通常の利用形態として社会的に容認されていることである。したがって原告が言うところの「椅子の横取り」行為には、社会通念上、通常何ら違法性は認められない。そして、本件において、違法性を肯定すべき特段の事情が認められないことは、椅子の横取り事案①につき現場臨場した際の原告と警察官らとのやりとりの録音内容の反訳であると考えられる甲第1号証からしても、明白である。例えば、甲第1号証3頁目14~17行目によれば、原告自身、「椅子を横取りした者①」による「椅子の横取り行為」につき、同人において原告に対する害意が全くなかったことを、同人から直接確認していること、またこのことにつき、「椅子を横取りした者①」が原告に対し謝罪している事実が認められる。

したがって、椅子の横取り事案①における椅子を横取りした者①の違法性を否定した警察官の判断に何ら裁量の逸脱はなく、違法は無い。したがって、原告が主張する「不法行為1」については、違法性がなく、不法行為は成立しない。

●2-1 「捜査を行うか、どのような捜査を行うかについては捜査機関に裁量が認められる。」について、本件は根拠無く事実を否定することによる職権濫用の犯人隠避と無言の脅迫ですから、正当業務行為などでは在り得ず、生命に対する権利の侵害であり、職務上の故意または過失であり、当然に裁量外です。

●2-2 「～わが国の公衆浴場の通常の利用形態等からして明らかである。」について、具体的な事件性に対して、一般論では答えにならないので、論理法則違反です。

こうした答弁の仕方は他の事件と同様であり、毎度お馴染の「それはさて置き方式」です。

●●2-3 既述の①から④の当たり前の蓋然性を全て無視しています。

反証書の通り、現場検証時にも答えていませんし、答弁でも触れていません。

令和1年6月28日

これも毎度お馴染のことで、擬制自白とみなせる状態だと思いますが、私としては無根であることを確定させたいので、是非とも証拠調べをお願いします。

●2-4 「通常の利用形態として社会的に容認されている」は、誤認ないし虚偽です。

片付け忘れはそもそも施設が掲げるマナー違反ですが、確かに珍しくはありません。

しかし、混雑でもないのに、他人が使った直後の椅子を選ぶ物好きな御仁は少ないです。

重要なのは、普通は横取りにならないことを確認したうえで再使用しているのです。

ですから、実際に横取りが発生するのは、極めて稀有なのです。

横取りは、人間としての尊厳を損なう超危険行為であると広く認識されているからこそ、事象の出現確率として統計的に稀有なのだと思います。

ですから、横取りまでもが社会的に容認されているはずがありません。

侮辱罪や自決権侵害に当るような不法行為を社会が容認するはずがありません。

●2-5 「本件において、違法性を肯定すべき特段の事情が認められないことは、～原告に対する害意が全くなかったことを、同人から直接確認していること、またこのことにつき、「椅子を横取りした者①」が原告に対し謝罪している～」は無根です。

そもそもなぜ謝るのですか？謝罪の意味を説明してください。

甲1号証反証書に書いて有るのは、①から④の当り前の蓋然性の訴えです。

犯人が謝罪し、害意を否定してみても、故意でないことの証明にはなりえません。

そもそも犯罪に対して適法性の推定はできません。

公衆浴場は確かに公共の場ですが、他方で、椅子が物理的に置いて在ることによって、空いている場所との違いは一目瞭然です。

ですから、電車や乗合バスの場合の座席の横取りとは根本的に事情が違います。

まず、横取りというのは既述の通りの超危険行為ですから、敢えてそうしたリスクを冒してまで置いて在る椅子に座ろうとする馬鹿は、一般的にはまず居ないということです。

次に、一般人なら、誰にでも基本的人権が在ることを承知しており、信義則や互敬の精神に基いて行動しているはずですから、椅子が置いて在れば、使用中の人人が居ることをまず疑うはずであり、うっかりそれを忘れて、根拠無く居ないと思いません。

特に本件のような、小規模の公衆浴場での超閑散の状況においては、置いてある椅子の数と入浴者の数とを、条件反射的に無意識で見比べるはずですし、入浴者の数が足りなければ気付くはずです。

一般人は皆、座る前にこの当り前の注意をしているからこそ、横取りは起きないです。

●●●2-6 「したがって、椅子の横取り事案①における椅子を横取りした者①の違法性を否定した警察官の判断に何ら裁量の逸脱はなく、違法は無い。」は虚偽ないし無根です。

最大要素のはずの①から④の当り前の蓋然性に一つも答えていません。

横取り者らの供述を鵜呑みにして、根拠無く故意を否定しています。

①空いている洗い場を選択しなかったのはなぜですか？

②片付け忘れだと決め付けたのはなぜですか？

③毎回常に開口一番で謝っているのはなぜですか？(故意の表象)

④極めて稀有なはずの横取りが短期間に連続して起きたのはなぜですか？

令和 1 年 6 月 28 日

⑤横取りが、ある時点からパッタリ止まつたのはなぜですか？

★3 9 頁 4 行目

「〇警察官らは原告に対し、今回の件は脅迫罪、侮辱罪にならず、警察で事件として扱うことはできないので、今回の件を記録しておくこと、さらに今後このようなトラブルにならないように、洗い場の場所取りをしないように説明したところ、しぶしぶ納得した様子だった。」

●これは二回目の横取り通報についての相談業務報告書の記述ですが、事実無根です。

沼田署は常に、所見も理由も示さないか、所見だけ示して理由を示さないかのいずれかです。いずれにしても納得できるはずがありません。

指摘すれば切りが無いのでこれだけにしますが、警察の相談業務報告書とはこのように、自らの都合の悪い訴えは記載せず、都合の良いように脚色を加えた、手前味噌の作文です。二回目は、置いて在った椅子は 2 つだけであり、目の前の内湯(二回目は内湯です)に 2 人も入浴者が居り、しかもシャワーの取っ手には、私のタオルが縛り付けてあったのです。

普通に考えれば、2 人のうちどちらかが使っているに決まっています。

どうやつたら 2 人以外の片付け忘れたと思い込めるのでしょうか？(偶発性 1/10000 以下)

たとえそう思いこんだとしても、座ろうとする前に、目の前に居る 2 人に、「この椅子は忘れ物ですかね？」と当たり前に訊ねるはずです。

●不法行為 2 の 2 と 3 の 2 の、横取りした者の身元の不開示について、

要するに事件性を認めれば開示せざるを得ないですから、これも既述の論点に帰着するわけですが、それはさて置き、この際ですから言うべきことを言っておきます。

事件の当事者同士が訴訟で争う為に互いの身元を開示することは、警察の個人情報取扱事務の目的内利用であり、そもそもその解釈が間違っていると思います。

なぜなら、不法行為の存否という民事的争訟性は、警察には判断しきれないからであり(本件では違法性が無いと言い切っているので民事介入です)、かといって開示しなければ民訴の妨害による人権侵害になりますから、開示せざるをえないからです。

これも捜査活動に付随する事務ですから、目的内利用だと思います。

繰り返しますが、答弁通りだと誰にも民事訴訟が起こせなくなりますから、結果から考えて明らかに通報目的を損ねており、妨害であり、私限りの差別的対応だと思います。

「訊きそびれたそうなので教えてもいいですか？」と電話一本入れるだけで済む話です。

●●●反論の総括 被告の答弁の仕方に抗議します

原告の私が提起した主要な論点(当り前の蓋然性)を否定する根拠を示しておりません。

こうした答弁の仕方は、弁論主義の範囲を逸脱した訴訟の進行妨害であり、許されないと私は思います。

総じて論理の擦り替えであり、論理法則違反ですから、著しい信義則違反であり、公序良俗違反であり、同時に、告訴や民訴の妨害であり、一個の人間として認められる権利(憲法 13 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、それによる不法行為です。

それよりも重大なのは、横取り行為の人格否定側面を無視していることです。

既述の通り、生命に対する無言の脅迫である疑いすら、全く否定できないのです。

令和 1 年 6 月 28 日

占有(物権)の問題などではなく、人間の尊厳にかかる根本的な問題なのであり、自由権規約の第 1 条に自決権が定められているのも、基本的人権の前提だからだと思います。
わが国の風俗の問題などではなく、当たり前に、世界標準の基本的公序です。
そんなことは、一般人として、誰でも承知しているはずです。
ですから、警察や弁護士の職責から見て稀有に異常な答弁であり、公序良俗の偽装です。
同時に私個人の尊厳を無視ないし否定しており、非人間扱いです。

第 2 群馬県警の不当性の焦点

1 反社会性(公序良俗違反(民法 90 条)や信義則違反(民法 1 条 2))と犯罪性

要するに、常に、当たり前の蓋然性を認めないことと、その理由を示さないことです。

具体的には、刑事的観点(故意の疑い)の根拠無き常時欠落です。

その狙いは、包囲網の組織力によって、社会的妥当性の基準を歪め、つまり、公序良俗を偽装して犯罪を正当化し、私を非人間扱いし、それによって威力を示すことです。

つまり同時に、基本的人権の例外を作るという公序の偽装でもあります。

皆で同じ虚偽を言い張り続ければ、いつかは公序そのものを変えてしまいます。

普通は不可能な話ですが、包囲網の強大な組織力によって、それが可能なのです。

言わば、社会全体で裸の王様を演じ、あるいは、赤信号を渡っているようなものです。

私が訴えていたのは、毎回常に、無言の脅迫被害であり、それが蓋然性として最大要素だったはずなのに、毎回常に、それを否定する理由(合理性)を示していません。

言い換えると、毎回常に、根拠無くわからうとしないということであり、毎回常に、理由を告知しない不当な受付拒否だということです。

また、根拠無く最大要素を欠いているのですから、判断できるはずがないのに、全て適正な捜査であったと答弁しているからには、その答弁の全てが虚偽であると言えます。

最大要素の欠落というのは、すなわち、事実の否定ですから、極め付けの社会不正義です。
そもそも警察や検察や裁判所などの強大な権力(強制力)を有する機関には、暗黙の社会的要請として、合理性と説明責任が前提されているはずです。

逆に言えば、合理性に担保された裁量ないし自由心証主義であるはずです。

これらは人権の歴史から考えても、当たり前のことです。

重要なのはその犯罪性です。

当たり前の蓋然性の一例として、稀有な行動の裏には、何か特別な動機が在るはずだという経験則ないし刑事的視点が挙げられます。

例えば、警視庁が回答期限付きの被害届を無視し、その期限日に起きた奇遇な轢逃げに脅迫の為の殺人の疑いを感じることであり、無意識下の至近距離からの稀有な発砲を脅迫と感じ、その後の一連現象を脅迫と感じることです。

最大要素の欠落という自明の無効性と、常にという常習性、更には、抗議も常に無視して来た点、のいずれも極めて稀有な選択であり、その三点を総合すれば、故意と断定できます。
そしてそのような対応は、通常であれば、いずれ破綻を来たすことも自明ですから、破綻しないような、何らかの特殊な前提を置いていることが必然的に推定されます。

令和 1 年 6 月 28 日

その前提としては、問答無用の受付拒否、不公平な裁判や原告の殺害などが考えられますが、これまでの経緯から見て、包囲網の圧倒的な組織力によって公序を偽装して犯罪を正当化しようとしていることだけは間違ひ無いと思います。

要するに、職権濫用による隠蔽と脅迫であり、その狙いは組織力による公序の偽装です。

私の叔母の太田まり子の轢逃げ事故の公判こそが、公序の偽装の典型です。

もう一つの典型は群馬県警の獵銃事件であり、いずれも絵に描いたような脅迫劇です。

いずれも極め付けの不合理が堂々と通っています。

公序の偽装は、過去の事例等との比較検証によって、ある程度抑止できると考えます。

2 事件性の隠蔽

訴えた当たり前の事件性を根拠無く無視したこと、それが警察法 2 条や犯罪捜査規範(合理捜査(4 条)・総合捜査(5 条)、同取扱規定(61~65 条))や刑事訴訟法 239 条 2 などの職責への違背に当たる、告訴の妨害であることです。

3 予見可能性に基く結果回避義務への違反 前項とほぼ同様です

4 生命の危機の看過

反射的利益を超えた、生命に対する権利(憲法 13 条、自由権規約 6 条)の侵害です。

特に警察の場合、その職責に基く作為義務違反であり、不真性不作為犯に当ります。

5 平等権(憲法 14 条)の侵害

極めて稀有な対応というものは、同時に私限りの差別的対応でもあります。

6 その他人権侵害

被害を認識し、訴えているのは私なのに、それを理由も無く無視すれば、被害が解消(手続目的)するはずはありませんから、自決権や適正な手続を受ける権利の侵害です。

以上

P 準備書面(2)

令和元年 9 月 19 日

前橋地方裁判所民事第 1 部 御中

原告 今井 豊

令和元年 9 月 3 日付の被告の第 1 準備書面に反論するとともに論点を整理します。

第 1 当り前を認めないことも、訴えを無視することも、超社会不正義です

群馬県警の不当性とは、判断ないし捜査において、当たり前の刑事的観点が、毎回常に、根拠無く、欠落していたことです。

当たり前(最大)の判断要素が根拠無く欠落しているのですから、判断ないし捜査としての成立要件を満たしていないので、当たり前に無効です。

言い替えると、当たり前の捜査がまだ行われていない、ということです。

同時にそれは、私の生命への無言の脅迫の継続という結果への、警察の職責に基く予見可能性による結果回避義務違反です。

当たり前のことの根拠無く認めないことは、事実の否定であり公序良俗違反です。

裁判所は、①私の主張が当たり前で不可欠の観点であることと、②根拠無く無視されていること、を必ず判定願います。

第 2 偶然では起こり得ない確率なので、当たり前に事件です

まず、公衆浴場での椅子横取りは、既述の通り、極めて稀有であり、これが焦点です。

これらの希少性は、各公衆浴場の記録や警察の事件記録が統計的裏付になるはずです。

事実、風和の湯の係員も「あんまり聞かないですね」と言っていました。

今仮に、横取りの単発の偶発性を $1/10,000$ と置きますが、実際にはもっと低いはずです。

私は、これまで約 4 年間、風和の湯に通っており、夏季(5 月から 10 月)は 2 ヶ月に一度くらい、冬季(11 月から 4 月)は月に 3 回くらい、ですから、年間では 21 回ほど利用します。

通報までは、延べ約 70 回通って、横取りなど一度も遭いませんでした。

それが、通報の前の 8 回と合わせ、延べ 6 回の入浴で 10 回連続で横取りが起きたのです。

更に二回目の通報以後は、延べ 10 回連続で、起きていません。

偶発性は近似的に、 $9,999/10,000$ の 70 乗 \times $1/10,000$ の 10 乗 \times $9,999/10,000$ の 10 乗です。

正確には時間加重のロジックが必要でしょうが、統計家なら、あついう間です。

特に、稀有な事象が短期間に 10 回も連続して起る確率は極めて低いです。

いずれにせよ偶発性が天文学的数字であることは、誰でも直感的にわかるはずです。

したがって、統計的に明らかに有意(偶然ではない)です。

なおこれはあくまでも、事象の客観的な出現確率です。

一方、私の既堤出の主張は、行為の性質が示唆する恣意性という別の観点ですが、こちらも

天文学的に高度な偶発性を示しています。

つまり いざれにせよ、偶然では起こりえません。

ですから、偶然を主張している 2 人の横取り者は、何らかの故意だと断定できます。

第 3 椅子横取り事件の焦点(行為面)

私は三回の不法行為とも常に、以下の①から④の、当り前のことと訴えています。

これらの当り前の蓋然性を無視して事件性や違法性の判断はできません。

①大半の洗い場が空いている超閑散の状況で、敢えて置いて在った椅子に座ろうとする選択は稀有なので、故意が極めて強く推定されること (偶発性 1/10000 以下)

②敢えて置いて在る椅子に座ろうとする場合には、次項③の横取りという危険行為にならないうに充分注意するはずであり、片付け忘れだと根拠無く思い込むはずがないので、故意が強く推定されること (偶発性 1/100 以下)

③横取り行為の直接的意味として、使用中の人の物理的存在を外形的・視覚的に否定しており、それによって、「お前の存在など認めない」という無言の侮蔑の意図、もしくは、「お前の存在を消すぞ(殺すぞ)」という生命への無言の脅迫の意図であることを否定しえないので、当り前に、紛争の原因となるべき超危険行為であることを、誰もがわかっているはずなので、稀有な選択行動であり、故意が極めて強く推定されること (偶発性 1/10000 以下)

憲法 13 条の幸福追求権=人間として認められる権利=自治の権利は、誰でも知っています。また、横取りしたことによって、刃物で刺された実例や脅迫された実例も在るはずです。

上記 3 点だけでも、総合的偶発性は 1/1000000000 以下なのです。

★★★④更に、通報二人目は、置いて在ったイスは 2 つであり、目の前の内湯の入浴者も 2 人だったので、第 3 者の片付け忘れだと思い込む余地は有りません。 (偶発性ゼロ)

以上から、通報した二人の横取り者は、いざれも何らかの故意であることは否定しようがないので、これらの疑いを根拠無く排除した判断ないし検査は極めて不合理・不適正、というよりも公務員職権濫用罪であり、犯人蔵匿等罪であり、無効です。

第 4 証人尋問を申し出ます

証人は萩原崇之と考えておりますが、誰でもよく、形態は当事者尋問でもかまいません。

要するに、私の訴えを否定する根拠の有無を確定させる為です。

群馬県警は、全事件とも同様に、完全黙秘し、極めてでたらめに隠蔽しております。

以上

P 準備書面(3)

令和元年 11 月 11 日

前橋地方裁判所民事第 1 部 御中

原告 今井 豊

令和元年 11 月 1 日期日にてご提示の書面に対し、以下の通り訂正させていただきます。ご提示のような簡潔な文章ではないことをお詫びしますが、事件性を無視したことが不当性の焦点ですので、事件性の記述は、これ以上省略できないものと考えますので、原告の訴えとして、このまま判決に刻んで下さることを希望します。

第 1 不法行為の再定義

1 20190121 14 時頃(甲 2)、群馬県利根郡みなかみ町上牧 1996-7 所在の風和の湯において、被疑者 A が、原告が露天風呂に入浴中に、原告が使用中のイスを、横取りしたことについて、原告は、同日 14 時半頃、群馬県警沼田警察署に通報し、同日 14:50 に現場に駆けつけた同警察署の警察官 C、D、E、F に対し、概略以下の事件性を訴え、A らの摘発を求めました。

①施設に九つ在る洗い場のうち、使われていたのは三つだけ(閑散の状況)で、残り六つが空いていたのに、敢えて置いて在った椅子に座ったことは稀有な選択なので、故意の横取りが極めて強く推定されること (偶発性 1/10000 以下)

②横取り行為が直接的に示唆する意味は、使用中の人の物理的存在を視覚的に否定することによって、「お前の存在など認めない」という無言の侮蔑の意図、もしくは、「お前の存在を消すぞ(殺すぞ)」という生命への無言の脅迫の意図、である疑い、つまり 100%、個人の尊厳を損ねる行為なので、当たり前に、紛争の火種となる超危険行為であることを、信義則ないし互敬の精神より、誰もが認識しているはずなので、そうしたリスクを負ってまで、敢えて置いて在る椅子に座ろうとする人は稀有であり、また、そうする場合には、横取りにならないように充分に注意するはずであり、したがって、片付け忘れだと根拠無く思い込む余地は無いので、故意の横取りがが極めて強く推定されること (偶発性 1/10000 以下)

③この日の通報以前に既に、延べ 4 回の訪問で、計 8 回連續で横取りに遭っていたこと。

単発でも稀有な現象なのに、それが短期間に 9 回も連續で起きたことの天文学的偶発性(偶然では在り得ないことを強調し、合わせて、被疑者が毎回別人であること、私限りの現象であることなどから、共謀して同じ事を繰り返してみせることによる、包囲網の威力であると訴えました。

これに対し、4 人の警官は、「本人が間違っちゃったって言ってるから故意ではない」などと、見当外れの所見を繰り返し、抗議も聞き入れず、私の訴えを実質的に根拠無く無視し、告訴を妨害しました。

(説明)

被疑者には、どれが私のイスかわからないので、私を狙った行為とは言えない、との反論に

対しては、私が露天風呂に行ったのを見て、何らかの方法で、外で待機していた被疑者らを呼ぶのだと思われますが、立証はできません。

しかし、風和の湯で横取りに遭ったのは私だけですから、私を狙った行為であることが、当たり前に、推測されます。

そもそも稀有な人為現象であることは、各浴場や警察の事件記録からわかると思います。

事象の出現確率(偶発性)が事件性の焦点ですので、是非とも開示させて下さい。

被疑者らと警察の不当性の類型

まず、原事件の被疑者らの加害の意図は、威力を示して私を恐怖させ、真意を抑圧、ないし変更させることですから、必然的に常に、個人の尊厳(憲法 13 条)の侵害です。

このような被害の訴えを、警察が、実質的に根拠無く無視したことは、理由を告知しない不当な受付拒否(犯罪捜査規範 61 条違反)であり、また、被害が解消するはずもないことから、職責による予見可能性に基く、結果回避義務違反であると同時に、それによる、自決権(自由権規約 1 条、憲法 13 条)や、生命に対する権利(憲法 13 条)や、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)等の侵害であり、それによる平等権(憲法 14 条)の人権侵害です。

稀有な選択行動には特別な意図が在るはずだという、当たり前(主要な判断要素)の違法性を無視したことは経験則違反であり、そのまま判断したことは論理則違反であり、いずれも当たり前に、事実認定の誤りであり、著しい社会不正義です。

まとめると、事実認定の誤りであり、かつ、憲法違反であり、職務上の故意または過失です。

同時に、信義則(民法 1 条 2)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であり、不法行為です。

付言すると、主要な判断要素であった刑事的観点を根拠無く無視したことは、捜査の定義に照らして、判断ないし捜査としての成立要件を欠いているので、当たり前に、無効です。

また、自明の違法性や常習性から、警察の故意は明らかです。

これによって原告は、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被りました。

これを慰謝するには 6,000 万円(1,500 万円×4 人)を要するところ、今回はそのうち 3 万円を請求します。

2 20190129 13 時頃、既述の風和の湯において、被疑者 B が、原告が内湯に入浴中に、原告が使用中のイスを横取りしたことについて、原告は、同日 13:51 に群馬県警沼田警察署に通報し、同日 14 時半頃に現場に駆けつけた警察官 G、H、I に対し、既述の不法行為 1 と同じ事件性に加え、概略以下の事件性を訴え、A、B らの摘発と身元の開示を何度も求めたのに、実質的に根拠無く無視しました。

①置いて在ったイスは 2 つだけであり、目の前の内湯の入浴者も 2 人だけだったので、その 2 人以外の第 3 者の片付け忘れだと思い込む余地は全く無いことから、当たり前に、故意の横取りに違いないこと。(偶発性ゼロ)

これに対し、3 人の警官は、「本人が間違っちゃったって言ってるから故意ではない」などと、見当外れの所見を繰り返し、抗議も聞き入れず、私の訴えを実質的に根拠無く無視し、告訴を妨害しました。

不法行為 1 にて既述の違法性に加え、相手方の身元の不開示の違法性については、原告の当

事者適格を根拠無く無視した差別的取扱であり、信義則(民法 1 条)違反であり、また、個人の尊厳(憲法 13 条)と適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)の侵害による、平等権(憲法 14 条)の侵害であり、これらによる職務上の故意または過失であり、不法行為です。

これによって原告は著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被りました。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには 4,500 万円(1,500 万円×3 人)を要するところ、今回はそのうち 3 万円を請求します。

3 20190206 09:50(甲 4)、群馬県沼田市上原町 1738-1 所在の沼田警察署二階の生活安全課前室において、警官 J と K に対し、書面(甲 3)を用いながら、既述の不法行為 1 と 2 の事件性を包括的に訴え、A、B らの摘発と身元の開示を何度も求めました。

これに対し、2 人の警官は、「公共の場だから事件性は無い」などと、見当外れの所見を繰り返し、抗議も聞き入れず、私の訴えを実質的に根拠無く無視し、告訴を妨害しました。

これらの違法性については、不法行為 2 において既述の通りですが、特に K が、詭弁ないし経験則違反、論理側違反を多用したことは、著しい信義則違反です。

これによって原告は著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被りました。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには 3,000 万円(1,500 万円×2 人)を要するところ、今回はそのうち 4 万円を請求します。

第 2 原告の立証責任に関し、私の特殊事情に配慮願います

一般論として、原告が自力で過去事例を調査することも、ある程度は可能だと思いますが、私の場合は、皆が包囲網である限り、本当のことは答えないで、訊ねるだけ無駄です。

第 3 事案解明と、両当事者間の証拠力の格差是正、を裁判所に要請します

本件は、本来、証拠を一手に握るべき捜査機関による組織的隠蔽であり、事の性質上、当り前に、当事者間に著しい証拠力の格差が在る、いわゆる現代型訴訟ですから、公平性の観点より、その格差是正を要請します。

また、国賠法上の賠償責任の基本的性格は使用者責任だと思いますので、その観点からも、被告の立証責任を求めます。

更に、事案解明責任の観点から、警察の判断に実質的理由が無かつたことの確認を求めます。既述の通り、包囲網の組織力を以てすれば、今後どのように公序を偽装することも可能ですが、過去の記録の改竄や捏造は難しいと思いますので、統計的検証を是非お願ひします。

以上

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲1号書証	20190121 14:50 風和の湯(みなかみ 町上牧1996-7)での 被疑者不詳C~Fと の会話録音 反訳書	コピー USBメモリー 20190121 原告が作成	立証すべきは訴状の不法行為1の事実です。 一回目は、外湯(露天風呂)から戻ってみると、⑧の蛇口に置いておいたイスに座られていました。 なお、通報していませんが、陳述の通り、この通報以前にも7~8回続けて同じ目に遭っていました。 被疑者不詳Aの犯行について、超閑散であったのに敢えて横取りする必然性が無いこと(状況の恣意性)と、露骨な人格否定行為であること(認識の恣意性)について高度の恣意性を強調し、脅迫罪と侮辱罪を訴えましたが、根拠無く認めませんでした。 「今回だけでは立件するのに不充分だと思いますが、今後再発した場合は蓋然性として話が変わってきますよ」とはつきり伝えました。
甲2号証	20190129 13:51 風和の湯からの通報 の録音	USBメモリー 20190129 原告が作成	立証すべきは訴状の不法行為2の事実のうち、通報した事実です。 まず110番通報で沼田署への架け直しを指示されましたが、これは差別的取扱であり、緊急通報として扱わないことによる隠蔽だと思います。 なお、二回目は、⑧の蛇口にイスを残したまま目の前の内湯に入っていて、気が付くと座られかけていました。 (この温泉施設の浴室には、入って左側に7つと右側に2つの蛇口があり、⑧はその右奥です) また、目立つようにシャワーの取っ手にタオルを縛り付けておいたのに、勝手に解かれました。 ですから一回目より遙かに恣意性は高いと思います。 なお、被疑者は毎回異なります。
甲3号書証	20190206 沼田署へ の抗議文書「過日の 二度の通報につい て」	コピー 20190206 原告が作成	立証すべきは訴状の不法行為3の事実のうち過去の二度の通報についての私の抗議内容です。 被疑者不詳AとBの犯行について、風呂場の構造やイスの位置などをはじめ詳しく訴え、沼田署の対応を求めました。 超閑散であったのに敢えて横取りする必然性が無いこと(状況の恣意性)と、露骨な人格否定行為であること(認識の恣意性)について高度の恣意性を強調し、脅迫罪と侮辱罪を訴えたのに沼田署が二回とも頑なに根拠無く事件性を否定したことは極めて理不尽です。 また、①二人の被疑者らの供述内容の開示、②事件性を否定する合理的根拠、③本件に関する対応窓口の決定、を要望しました。 ★この文書のパソコン原稿や廣橋事件(DIV)の録音がいくつか消失しており、不法侵入による証拠隠滅が行われた疑いが有ります。 いずれも現在訴状作成中の事件ですので常時監視の証明です。 包囲網の威力を示す事が目的ですから、データの重要性は二の次なのだと思います。
甲4号書証	20190206 09:50 沼田署(沼田市上原 町1738-1)での被疑 者不詳JとKとの会 話録音 反訳書	コピー USBメモリー 20190206 原告が作成	立証すべきは訴状の不法行為3の事実です。 被疑者不詳Kの横暴ぶりに注目ください。 ①二人の被疑者らの供述内容の開示はできない、身元も含めて相手方のことを当事者である貴方に洩らすわけにはいかない、②事件性を否定する合理的根拠については、公共性が有るので事件性は無い、③本件に関する対応窓口の決定については案件毎に判断するので決められない、とのこと。 要するに、事件性を認めなければ妨害にもならないし要請に応える必要も無いという論理です。 沼田署のお得意の「それはさておき方式」です。 私が訴えた恣意性(事件性)をものの見事に無視して、訴えてもない点について事件性が無いと言っているのです。 おそらくは、公共の場で公共の物だから所有権的なものは主張できない、という意味だと思われますが、そんなことは問題にしておりません。 私の恣意性とは、要するに、超閑散状況なのに置いて在るイスに座ろうとする人はまず居ないし、もしそうするなら危険行為であるのは自明の横取りにならないように必ず配慮するはずなので、根拠無く片付け忘れだと思い込むことなどありえないということです。 ですから二人の行動は、何重にも不合理で著しく恣意的なので、皆で示し合わせて同じ行為を繰り返すことによる包囲網の威力に相違ありません。 こんな言い逃れをする二人も、それを許す沼田署も、いずれも著しく不合理で事実を否定しています。 もしこれで判断もしくは処理したことになるのなら、それは私の通報とは無関係の別物だと思います。
甲5号書証 (判例摘示)	宇都宮地裁 平成13 年(ワ)第199号 損 害賠償請求事件 棄 却 抜粋	コピー 20181015 原告が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 公益優先論への反論です。 反射的利害の例外の(超える)場合に言及しています。 活動目的が公益優先であることから、正当業務行為、つまり裁量範囲内かつ無過失の場合に限り、その反射的利害に対する原告適格が否定されます。 ただし、裁量範囲の逸脱(誤認)による人権侵害の場合や裁量範囲内でも過失による人権侵害の場合には故意または過失として不法行為となります。 具体的には①生命の危機の訴えなどの場合や②業務上の故意又は過失が有る場合)などと思われますが、過去に判例は有りません。 なお、優先したという公益が本当に実在したのか、という観点からの言及が過去のいずれの判例にも見られなかったことはたいへん遺憾です。
甲6号書証 (判例摘示)	村八分の予告が自由 と名誉への脅迫に當 る	コピー 20190210 原告が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判抜粋 この判例では村八分の予告(通告)が自由と名誉への脅迫に当るとしております。 無言の実質的な村八分の行為も同様に解釈できると思います。

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲2号書証	20190129 13:51 風和の湯からの通 報の録音 (反証書) (20190711追加)	USBメモリー 20190129 写し 20190711 原告が作成	立証すべきは訴状の不法行為 2 の事実のうち、通報した事実です。 まず110番通報で脅迫罪と侮辱罪を訴えたところ、沼田署への架け直しを指示されましたが、これは私限りの差別的取扱であり、緊急通報として扱わないことによる隠蔽だと思います。 なお、この後の沼田署員3人との会話は、操作ミスで録音に失敗しました。

P-甲1号証の反証書

20190314 今井豊

20190121 14:50 風和の湯(みなかみ町上牧 1996-7)での被疑者不詳Aおよび沼田署・被疑者不詳C~Fとの会話録音 反証書

(被疑者不詳E) あ、お待たせしました、

(私) すいません、まだ相手がお風呂に入ってるんですけど、

(被疑者不詳E) ああそうですか? はい。

(被疑者不詳C) で、どんな感じであれですか?

(私) はい、

(施設係員) ご苦労様です、

(私) 要するにあの、まあ、掛けて話しましょうか。

(被疑者不詳E) ああ、そうですね、

(被疑者不詳F) よいじゃないですかからね。

(被疑者不詳C) 私どこ座りますか? じゃ、

(被疑者不詳F) ここで大丈夫か? ね。

(私) はい、あのう、要するにあのう、露天風呂、

(被疑者不詳C) 露天風呂、在りますね、はい、

(私) 外に在る露天風呂から戻って来てみたら自分の座っていたイスを取られてるんですよ、

(被疑者不詳C) ああ、じゃ、ああ、そうゆうことだ? 中の浴室のほうの、じゃ、使ってたイスを、あの、じゃ、それ、別の人気が、もう使ってたってこと?

(私) はい、で、これがあのう、このところここに来てあの、一回来る度に二回ぐらいずつやられてるんです。 私、二回ぐらい風呂、あの、露天風呂入ってるってことなんですが、戻って来てみると必ずやられてると。 それがもうここ、10日に一遍ぐらい来てるんですが、三~四回、ですから延べ一ヶ月くらい続いているんですよ、そういうことが。

(被疑者不詳C) うん、

(私) そうするとまあ、単純に単発で見ればあの、相手を卑下する行為だと思うんですが、それをあのう、全く違う人、い、あの、同じだったことは無いんで、全く違う人達が示し合わせて同じことをしてると。

(被疑者不詳D) 毎回違う人なんですね?

(私) うん、そこが威力だなと、何らかの、感じます。

(被疑者不詳E) はあ、

(被疑者不詳C) ふうん、

(被疑者不詳C) 10日にいっぺんぐらいここに来るってことですよね?

(被疑者不詳F) で、毎回のようですか?

(私) はい、で、次やったら通報してこれからは記録に残すよ?と大声で叫んで帰りました、前回。

(被疑者不詳D) で、今日があれなんですね、その一回目なんですね?

(私) はい、ですから今回単発でその、訴えられるとか考えてませんが、こういうことが記

P-甲1号証の反証書

録として積み重なると、蓋然性としてやっぱり、私の言ってるような事が示唆されますよね?

(被疑者不詳D) やっぱりこれは、記録しようと? 通報して記録になるもんなんですか?

(私) ただ、記録しないと止めそうも無いんで、

(被疑者不詳C) 中のイスってど、何個在るぐらいでしたっけ? 露天風呂はすごく小さかったですよね?

(私) 10個ぐらいですね。

(被疑者不詳C) 10個ぐらいでしたっけ?

(私) で、洗い場、蛇口そのものが、やっぱり10個ぐらいですね。

(被疑者不詳E) ほとんど、同じですよね?

(被疑者不詳C) あんまり広いとこではないですよね? このお風呂はね。

(私) で、私が上がって来た時には、私以外には3人しか居なかつたんですよ。3人しか居ないで、そのうちの一人が私のふる、使ってたとこに座つてたと。だから空いてるのに、いつもそうなんですが、他に空いてるのに必ず取つてるんです。だからおかしいよって、その都度あの、取つてる人に言って來てるんですが、同じ事をやつてる。

(被疑者不詳D) はあ、空いてるのに? で、そいで、どくんですか? どかないんですか? 相手は。

(私) いや、そら、どきますよ、言えば、言えばどくけども、

(被疑者不詳D) あ、今回はどういったことで? 相手も何か言つてるんで?

(私) 相手は何も、そこ、その話してないですけども、

(被疑者不詳D) ああ、言つて無いんすね? 今回は何も。

(私) その、どいてもらうかどうかが問題なんじゃなくて、その行為そのものがね、要するに、私という人間を認めようとしない行為でしょ? 非人間扱いする行為なんですよ? しようとする行為、そこに威力のその、意図が有るということなんです。

(被疑者不詳F) うん? 今日の相手とは何か会話は有りますか?

(私) はい、ま、昔

(施設係員) ここです、ワタナベさん、(笑い)

(私) あ、緑のかたが座つてた人なんですけど、

(被疑者不詳E) どんな会話しました?

(沼田署員) こんちは、

(被疑者不詳A) あ、どうもご苦労さまです、

(私) で、会話としてはあの、あすこのイスに座つてたのはどなたですか? と

(被疑者不詳A) あ、さっきのことでかい?

(私) ええ、

(被疑者不詳A) それでおまわりさんに来てもらつたん? だって

(私) ええ、上がってお待ちしてますよ、と申し上げましたよね?

(被疑者不詳F) あ? おし、お知り合い?

(私) 前に話したことは有ります、

(被疑者不詳A) いやあの、前からここで会つてゐんですけど、

P-甲 1号証の反証書

(被疑者不詳C) 地元の人だもんね? 皆ね、こっちのね、

(私) 名前は知らないです、

(被疑者不詳E) けど顔は、知ってるん?

(被疑者不詳F) 顔見知りぐらい?

(私) うん、顔見知りではありますね、はい、

(被疑者不詳A) 顔は知ってる、顔は知ってるけども、

(被疑者不詳C) いいや、

(被疑者不詳F) じゃあ、ちょっと、いいですか、向うで私とお話をさせていただいても?
別々に。

(被疑者不詳A) はい、大丈夫ですよ、

(被疑者不詳E) じゃあ、今日の会話は?

(私) はい、あのう、

(被疑者不詳E) そこは私使ってますよ? って

(私) 「あの、あのイスに、今使ってらっしゃるのはどなたですか?」とまず訊いたんですね、で、「あ、私です」とあの縁のかたが答えたんで、「あそこのイスって、前、あの、私がイス置いたとこなんんですけど、置いて在りましたよね?」って言ったら、「ああ、置いて在った。ああ、すいません、あの、置いてあったんで使いました」と。

(被疑者不詳F) イスってあれ、まとまってどつかから持つて来て置く? ああ、

(被疑者不詳E) そうゆうシステムですよね?

(私) はい、使い終ったら片付けるのが原則なんですが、たまに置き放しにする人も居ます。

(被疑者不詳D) で、イマイさんは自分で用意して、そこに置いといたのを使われちゃった、
そうゆうことか?

(私) はい、あの、露天風呂が外なんで、その、視覚から、視覚からも外れてるとこに在る
もんですから、その間に、その間に、必ず人が入って来るんです、実は。私が露天風呂入
ると、そもそも人が突然増えるんです。

(被疑者不詳E) ああ、あの、でもそれは証明できませんね?

(私) (苦笑)まあそこはあの、証明しようがないですが、

(被疑者不詳F) あ、それでは、イマイさんが用意したイスが使われてたってことなんですか?

(私) はい、他に空いてる、充分空いてるのに、どうしてそのイスに座るんだ? というそ
の不自然、その、その点が非常に不審なんですよ? それは毎回、あの、違う人に、別々の
人に指摘してるんですが、

(被疑者不詳E) これは私が用意したイスですよ ってことですよね?

(私) はい、場所取りをするつもりはありません。 ただ、そういうことをすると、やっぱり喧嘩になりますよね?

(被疑者不詳E) なりますね、

(私) あの、都会のお風呂での、そういう因縁付けられて脅迫受けたとか、そういう事例

P-甲1号証の反証書

ってたくさん有るでしょ？ たぶん。

(被疑者不詳E) 混んでたりするとですよね。あれですか、会話は？ええ私、使ってたのに誰ですか？あの人ですよって？

(私) で、基本的にあの、混んでる日に、土日には来てないんで、空いてる日にやられてるんですよ。

(被疑者不詳D) 空いてますね。あれでも、土日には来ないんすね？

(私) 決して空いてないです、平均的にこれより少ないです、これぐらいも居りや多いほ
うです。

(被疑者不詳D) で、相手には何て言われました？

(私) いや、相手には特にあの、何も言われないです。一緒に居たあの、ワタナベマサミ
さんてゆうかたに、「お前、ふざけんな。何いい加減なこと言ってんだ？」って怒鳴られま
した。

(被疑者不詳E) 第三者ですよね？

(私) (苦笑)で、どこの人間だ？ つうから言い合いになりました。お互い名前を名乗
って。

(被疑者不詳D) ああ、相手の人とですね。ああ相手じゃなく、違う人と？

(私) ええ、お友達と。だから私としては、とりあえず、あの縁のかたの身元さえ確認し
ていただければ、まあ今日は、

(被疑者不詳D) ああ、警察ですか？ で、ま、イマイさんには教えられないけど、警察
が、ま、聴いてはいるんですけど？

(私) いずれひょっとしてこういうことが積み重なると、訴えることも有り得るんで、そ
うゆう場合に備えて身元を確認しといていただきたいということです。まあ、な、その動
機のうんぬんについては、ま、獵銃の件とか、色々あの、ま、ご存知だと思うんで、詳
しくご説明する必要は無いかと思うんですが？あの、訊かれればもちろんご説明はしますが？
(被疑者不詳E) とりあえず把握しております、はい。

(私) その延長に在ると思われますんで、おな、同じお仲間だと、はい。

(被疑者不詳E) 毎回、来る度にイスが？

(私) はい、で、お風呂のかたに、あの、係りの人に訊いたら、そうゆうこと滅多に無いで
すね、とおっしゃってました、さっき女のかたが。 それが毎回一～二回づつやられるって
ことは非常に確率的に不自然ですね？ で、せめて、通報したことによって、今後、抑止力
として、そうゆうことが無くなればいいなど、最低それは期待します。

(被疑者不詳E) あとはあの、お風呂毎のルールをね、作っていただければいいと思うんで
すけども、

(被疑者不詳D) ねえ、お風呂によってはイスがずうっと出しつ放しのところもあったりし
ますからね？

(私) ええ、だ、普通はそうゆうことは、私の身元を知らなければ怖くてできないと思うん
ですよ？

(被疑者不詳D) ああ、置いて在るイス、置いて在るイスに座ったりするかですよね？

P-甲1号証の反証書

(私) それで相手がその、ヤクザ者みたいな人間だったら、それであの、恐喝ってゆうかあの、脅し取られかねないと思うんですよね? そうゆうことをすれば。

(被疑者不詳D) イマイさんはあの、持って来てシャンプーとか置いたりはしないんですか?

(私) あ、それはあの、備え付けて在りますから、はい。

(被疑者不詳D) ああ、そうか。ま、あの、人によってはあの、自分のじゃないってゆつて、肌に合わないから自分の物をこう置いてぐね、場所取りに置いてぐ人も居ますけどね?

(私) はああ、それやれば、そら効果は有るんでしょうね?

(被疑者不詳D) それやればもう、ええ、あ、ここ人居るのか?ってなりますね。あのタオル、ちっちゃいタオルとか掛けたり、あ、あからさまにしておけば、まあちょっとこう所有権的なものがある、はつきりするかなあ? とは思うんですけどね?

(私) 場所取る気は更々無いんですけども、ただ、行為としてそうゆうことはやらないんじやないかなと? それってあの、イス取りゲームみたいなもんですよね?

(被疑者不詳D) まあ、ある意味そうですね?

(私) まあ、初歩的なイジメの形態ですよね? 自衛策として自分の物をあの、置いとくようになります。シャンプーとか。

(被疑者不詳D) そのほうが、もし、争うんであればね、強いといいますか、

(私) あ、そりやそうですね、蓋然性も上がりますからね?

(被疑者不詳D) ただイスを置いとぐだけだと、やっぱり忘れとかありますからね。

(私) はい、

(被疑者不詳C) あれ、話って、今回あっちの人も、あの正直、たまたま入って来て、使っちゃったわけで、別にね、あの、悪い事しようとしてやったわけじゃないんで、そうゆうことでね、ま、たまたま今回、ね、イマイさんか? のね、使ってたイスを使っちゃったわけだから、ま、ま、中に入ってたの知らないで使っちゃったってゆうんだって、それなんで、

(私) え? 知らないっても、ああ、置き忘れたとか?

(被疑者不詳C) そうそう、置き忘れたとか、あの、だから、内湯には誰も、入った時居なかつたから、で、露天風呂、外だから見えないでしょ? そんなに中から。それだから誰も入ってないと思って使っちゃったわけだから、悪気が有って使ったわけじゃないから。ま、その点はね、

(私) ま、そこはちょっと、ガラス窓なんだから、露天風呂は覗きやよかったです?

(被疑者不詳C) うん、でもだいたい入って来てすぐにね、ああ、誰も居なければ居ないなと思って、まず疑われ始めたりするじゃない? 内々的なことでね。だからそれで使っちゃった感じだから、特にね、何かしよ、ねえ、イマイさんに対して何かしようと思ってやったわけじゃないから。まあ今回はあまり気にしないでもらってね。うん、せっかくお風呂入って来てね、気持ち良かったろうけども? うん。

(私) (苦笑)あの、今回あの、単独である、訴えられるとも思ってないんで。あの、将来的にこういう記録が重なった場合に、訴えに切り替える可能性が有るんで。

(被疑者不詳C) うん、

P-甲1号証の反証書

(私) 身元だけ確認しといていただければ、

(被疑者不詳C) うん、こっちで、ま、話だけ聞かしてもらったんで、うん、うん、わかりました。 あ、じゃ、今日、これでもう帰られます? 家に。

(私) はい、何か別件で?

(被疑者不詳C) うん、無い無い無い。無いから別に、うん。

(被疑者不詳F) 今後また、ここで会う可能性が有るかたですかね?

(私) あ? もちろん有りますよ、

(被疑者不詳C) うん、そしたらね、

(私) だいたいあのう、会う曜日もわかってるぐらいだから。

(被疑者不詳F) また揉めちゃうと私達も心配だなあと?

(被疑者不詳C) そうそう、

(私) それは揉める気は私は無いですよ、相手はどうかわかんない。

(被疑者不詳C) うん、まあ結構ね、地元の人って決まった温泉に来るじゃないですか? 自分も決まった温泉よく行く所が有って、そうすとだいたいね、行くと、だいたい普段から来てる人、自分なんか滅多に、何回か行くと、だいたい毎回来てるような人が居るから、だいたいまあそうゆうね、地元の人はね、少し安く入れるじゃないですか? だからけっこう皆ね、よく来てそこをね、皆で憩いの場にしてるから、どうしても顔合わせなきゃなんないから。 ねえ、それなんで、うまく、ま、今回ね、うまく、たまたまね、中に入ってもわからなかつたからってことんなっちゃったけどね、うん。 で、次なんか有った場合ですね、その、ま、相手も悪気が有ったわけではないからね。 ま、今回はそいでね、勘弁してやってください。

(私) そ、そこはあの、断定されるとちょっと私としては引っ掛かるんですけど、まあ、そ、そういう、ええ、証明できないんで。

(被疑者不詳C) そうゆうことか、そうすとそう、たまたま中に行つた時、ね、露天風呂に入られてたわけだから、それがわからなかつたから、ね、そうゆうことでなっちゃつたわけだから、うん。 じゃ、いいかな? じゃ、すいませんね、うん。

(被疑者不詳E) じゃ、いつも通り記録でしとりますか?

(被疑者不詳C) うん、記録でしとりますんで、こっちはね。 じゃ、お気を付けてお帰りください。

(私) お邪魔しました。

(施設係員) 大丈夫ですか?

以上

P-甲 2号書証(反訳書)

20190711 今井豊

20190129 13:51 風和の湯(群馬県利根郡みなかみ町上牧 1996-7)から 110番への通報と、沼田署(群馬県沼田市上原町 1738-1)への通報の録音の反訳書

110番通報

(私) 事件です、はい、あのう、脅迫罪と侮辱罪の容疑なんですけども、ええ、21日にも通報した者なんですけども、イマイユタカと申します。

(110番交換手) イマイさん、はい、

(私) ええ、要するにあの、お風呂での、椅子を盗られたってゆうことなんですけども、すいません、まだ相手がお風呂に入ってるんですけど、

(110番交換手) 椅子を盗られちゃったと、はい、

(私) まあ、座ってた椅子を盗られたってゆうケースなんですが、ええ、21日の件よりも、更にあの、状況が悪化しております、はい、あの、故意としか思えないでの、

(110番交換手) 通報とかはされたんですか?

(私) はい、あの、沼田署から4人きました、はい

(110番交換手) あ、沼田署から4人、その件についてはですね、沼田署のほうで(聴き取れません) ことで聞いてますので、はい、沼田署、沼田警察のほうをご案内しますから、沼田署のほうに架け直して下さい、

(私) ええと、この電話は記録していただけるんですか? 私は隠滅されるのを怖れてるんですが?

(110番交換手) はい、今日のは、あの、イマイさんのが入ってるのは、警察のほうに記録して在りますので、

(私) わかりました、はい、

(110番交換手) では、沼田署の番号をご案内しますね、

(私) ああ、それは知っていますから結構です、

(110番交換手) ああそうですか、お願ひします、失礼します、

(私) どうも、

沼田署への通報

(私) もしもし、はい、あのう、通報なんですけども、21日にも通報して来ていただいた者なんですけども、ええ、イマイユタカと申します、ええ、はい、21日に4人来ていただいているんですけども、ええ、同じことがまた起りまして、あの、じょう、条件が悪化してるもんですから、ええ、あのう、具体的には、脅迫罪と侮辱罪の疑いを持ってます、はい、はい、はい、あのう、ええ、21日にも通報した件、同じことなんですけども、ええ、4人来ていただいてるんですが、そのかたはいらっしゃいますか? はい、あ? 自宅ではなくてですね、かみもくの風和の湯ってゆう温泉なんですけども、

(沼田署交換手) かみもくの風和の湯?

(私) はい、今、そこに居るんですけども、相手のかたも待っていただいてます、はい、ええ、ええと、ここ、何番地ですか?

(風和の湯職員) 電話がですね、

P-甲 2号書証(反訳書)

(私) はい、あ? あのう、番地、

(風和の湯職員) 番地?

(私) 駅前って言つたらいいですか?

(風和の湯職員) あのねえ、番地はねえ、1996の7です、かみもくの1996の7ですね、

(私) すいません、もしもし、かみもくの1996の7です、駅のそ、近くです、はい、で、あのう、はい、ま、あのう、脅迫罪と侮辱罪の疑いを持っています、で、とりあえず、口頭で告訴したいと思いますので、ええ、じゅ、はい、はい、ええと、言われたとゆうか、あの、行為、露骨に脅迫だと思ってるんですが、ええと、前回と同様での、お風呂場で、自分が座ってた、ええ、椅子を盗られたんですが、それを盗られたという状況、時の状況が前回より悪化してます、はい、はい、今あの、フロントに居りますので、はい、お願ひします。

以上

平成 31 年 2 月 6 日

沼田警察署 御中

原告 今井豊

過日の二度の通報について

二回目の現場検証においては事件性無しで済ませることを了承してはおりません。

ただ、沼田署が根拠無く事件性を認めようとしないのは常であり、いくら抗議を続けても無駄なことは経験則上明らかなので適当なところで切り上げただけです。

特に「今回だけでは立件するのに不充分だと思いますが、今後再発した場合は蓋然性として話が変わってきますよ」と一回目にはつきり伝えて有ります。

については民事と刑事の両面から立件可能だと思いますが、さしあたり民事から進めたいと思いますので、二人の被疑者の身元とそれぞれの供述内容について開示願います。

(風和の湯 風呂場の見取図)

露天風呂
(外湯)

(ガラス窓)

(ドア)

(内湯)

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦

- ⑧
- ⑨

(イスと桶の置き場)

(入口ドア)

P-3 号書証

蛇口(洗い場)は入口を入って左側に7つ、右側に2つ、全部で9つ有る。

浴槽は内湯と外湯が有り、外湯は蛇口にもよるが蛇口の位置からは完全には見えない。

しかしドアのそばまで行けば全く開けなくても外湯は見える。

一回目 20190121 14:50 風和の湯

この通報前の4度の入浴において、ほぼ二回づつ、つまり延べ8回も繰り返されている椅子取りがこの日も起きたので通報して威力を訴え記録に残した。4人の警官が来た。毎回被疑者は異なる。いずれも外湯の露天風呂から戻ってみると起きている。私は右奥の⑧の蛇口にイスを残して外湯に入浴していた。戻った時には3人しか居なくて、3人とも内湯に入浴中だった。イスは②と⑧と⑨に置いて有った。私が座っていた⑧の蛇口には鏡の横に入浴セットのカゴが置いて有った。被疑者とワタナベが会話中だったので待ってみたが終わりそうになかったので「その手前に座ってるのはどちらさんだい?」と二人に訊ねると、被疑者が「ああ、私です」と答えた。

「イスが置いてあったはずだが?」と訊ねると「あ、そうですね。居たのに気が付かなかつたもんで、すいません」と被疑者が答えた。

「他にいくらも空いてるのに、何で私が置いといたイスに座ろうとするんだい?そもそも前の人的人格を否定する行為だよね?それは不自然過ぎるでしょう?これは皆で口裏を合わせて同じ行為を繰り返してみせることによる威力なので、先にあがって通報しときます」と伝えた。

警官には、まず、今日の状況を説明した。そのうえで故意(恣意性)を強調した。

①すいていて席取りに当る懸念は皆無の状況だったこと(1/100)

②一般論として、置いてある椅子に勝手に座る行為というのは、座っていた人から妙な因縁をつけられかねない危険な行為であることは自明のはずであること(1/10)、

③他に空いている蛇口が6つも有ったのに置いてあるイスに座ろうとするのは極めて恣意的であること(1/100)、

を強調し皆で示し合わせて同じ行為を繰り返すことによる何らかの威力だと主張した。

被疑者には前に話し掛けられたことがあるので町の除雪作業員だということは知っていた。連れの渡辺正美という道木のヒゲ親父がケンカ腰で、何が人権侵害だ? ふざけんなと言った。

二回目 20190129 13:51 風和の湯

更に内容がエスカレートして再発したので通報して脅迫罪と侮辱罪を訴え記録に残した。

3人の警官が来た。毎回被疑者は異なる。今回は月夜野のマツヤマサトル。

私は右奥の蛇口⑧にイスを残したうえでシャワーの取っ手にタオルを縛りつけて、イスに背を向けて内湯の最寄り部分に入浴していた。つまり④と⑧だけにイスが残っており、二人

が内湯に入浴中だった。物音がしたので振り向くと、被疑者が⑧のタオルを解いていて、タオルは下に落ちた。鏡の横に被疑者の黒っぽい鞄が置いて有った。「何をしてるんですか?」と訊くと、「ごめんない、気が付かなかつたもので」といきなり謝って来た。用意していた返事と思われ極めて不審である。「気が付かねえったって、他に7つも空いてるのに通りませんよ。通報しとりますから後で立ち会ってください」と要請し互いの名前

P-3 号書証

を交換した。

警官には、まず、今日の状況を説明した。 そのうえで故意(恣意性)を強調した。

①すいていて席取りに当る懸念は皆無の状況だったこと(1/100)

②一般論として置いてあるイスに勝手に座る行為というのは前主の存在を否定しており、一人の人間として認められる権利(憲法13条)に基く人格権の侵害に当るので、公序良俗を乱す不法行為であることは自明のはずであること(1/10)、

③他に空いている蛇口が7つも有ったのに置いて有ったイスに座ろうとするのは極めて恣意的であること(1/100)、

④今回はイスを残したうえでシャワーの取っ手にタオルを縛りつけて使用中をアピールしており、更にはそのすぐそばに内湯に入浴中の私が居たのに、私に確認もせず、しかも気付かぬことなどありえないこと(1/100)、

⑤置いて有ったもう一つのイス(④)よりも遠いほう(⑧)を選んでいること(1/3)

警官には、皆で示し合わせて同じ行為を繰り返すことによる何らかの威力であると強調し脅迫罪と侮辱罪を訴えたが、頑なに事件性を否定し、何度もその根拠を求めたが示さなかった。公序良俗を乱す行為であることを認めなかつた。 なお動機は前橋地裁H30(ワ)356 慰謝料請求事件で記述している包囲網としての動機と説明した。

要するに動機は包囲網としての社会的村八分行動であり、これまでの幾多の通報と同じです。総合して蓋然性として考えれば事件性・恣意性を否定することは不可能だと思います。

根拠として村八分の予告が脅迫に当るとの判例を摘示しておきます。 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 大阪高等裁判所 破棄自判 本件では村八分の予告の代りに無言の実行行為が有ります。

少なくとも名譽と自由に対する無言の脅迫であり、公衆の面前であるから名譽については自明なので説明を省く。 要するに「お前など人間とは認めない」という意図である。

自由というのは選んだ場所を奪われたということであり自決権に基いている。

確かに私が置いたイスだという直接証拠は無いが、その前後の浴室の状況から考えれば該当者は私しか考えられないはずである。

要請事項

被疑者らは私が陳述した通り認めているのか否か答えてください。 その為の通報です。

もし、なおも事件性を否定するつもりなら、その合理的根拠を数字で示してください。

また、今後も犯行の続発が予想されますので、本件に関する対応窓口を決めてください。

二度の通報で延べ7人の警官が一人も名乗っていないので連絡の付けようがありません。

なお、国連が私の通報を無視していることから見て、包囲網は既に世界規模と思われます。

これまでの経緯から見て、警察組織も当然に包囲網だと思われます。

しかし包囲網にも職責はあるはずです。 職業モラルを果たしてください。

私の全被害の中で、このように被疑者が特定できて訴えられるものはごくわずかなのです。 これ以上妨害しないでください。

以上

P-甲 4号証の反訳書

20190314 今井豊

20190206 09:50 沼田署(沼田市上原町 1738-1)での被疑者不詳 J と Kとの会話録音 反訳書

(私) こんちわ、

(生活安全課員) 何でしようか?

(私) ううん、ううん、あの、まあ、読んだらわかるように書いて来たんですけど、

(生活安全課員) あ、そうなんですね? すいません、お願いします、こちら、

(私) あ、こんちわ、

(被疑者不詳 J) ええと、どのような?

(私) ええ、課、どの、どの課が担当ってのがわからないんで、とりあえず読んだらわかるようにまとめて来たんですけど。

(被疑者不詳 J) ええ、ええ、なるほど。

(私) お風呂で座ってたイスを取られたってゆうことなんんですけど。

(被疑者不詳 J) 露天風呂?

(私) 一回目は露天風呂に入ってる間に、戻ってきたら取られてたと。

(被疑者不詳 J) その、ん? イスってゆうのはその、お風呂のイスですか?

(私) ええ、だから私の物ではないですね、

(被疑者不詳 J) あらららら、ああ、じゃ、場所を取られたってことですか?

(私) まあ、そうです、はい。 で、このへん、あの、この件での、直接対応したのが水上署らしいんで、

(被疑者不詳 J) ええええ、ええええ、

(私) 連絡取ろうとしてるんですが、何度も入れ違いんなってまして、連絡が取れてないんです。

(被疑者不詳 J) ああ、じゃその現場対応について、今日来て貰った感じですか?

(私) ううん、そうですね。 現場対応とゆうか、私としてはその、訴訟にしたいと思ってるんですが、

(被疑者不詳 J) ああ、そうですか? そうすと相手方は?

(私) 当然、確認していただいてると思うんですよ?

(被疑者不詳 J) ええええ、ええええ、

(私) はい、それを教えていただきたいと、とりあえず。 あの、最後のほうに要約してあります、要望事項は。

(被疑者不詳 J) あ、じゃあその、取った相手方ということですか? イスを、場所取った

(私) そうですそうです、はい。

(被疑者不詳 J) はあ、じゃ、現場行った者しかわかんないすよね?

(私) そうですね、一旦だから、現場行った方々に、の意見を訊いていただかないと進まないと思うんですが?

(被疑者不詳 J) そうですよね、ふんふん、二回有ったってことですか?

(私) はい、あの、少なくとも通報してるのは二回なんんですけど、その前に同じ事が7~8回起きてます、一ヶ月の間に。

P-甲 4号証の反訳書

(被疑者不詳 J) 警察官が来たのは? 行ったのは?

(私) 二回だけです、

(被疑者不詳 J) この1月21日と1月29日に両方行ってるんですかね?

(私) ええ、

(被疑者不詳 J) で、水上交番が行ってるんですかね?

(私) はい、あ? いや、両方水上かどうかはわかんないです。

(被疑者不詳 J) で、ふ、風和の湯ってなんですか?

(私) はい、上牧の駅、駅の近くです。

(被疑者不詳 J) わかりました。じゃちょっと確認してみますんで、ちょっと待ってもらっていいですか?

(私) はい、

(被疑者不詳 J) そうするとあれですか、水上交番とお話ししたほうがいいですか? もしあれだったら行った人間の、わかってる人間の方がいいですか?

(私) ううん、のほうがいいでしょうね? まあ、どなたでも担当が決まれば、それでいいんですけど。

(被疑者不詳 J) (笑) わかりました。ちょっと、私も行ってないんでわからないので、できれば行った人間のほうがいいかも知れませんね。

(私) はい、いや、いくらでもご説明はするつもりは有るんですが、まあ、なにしろ当人達に事情を訊かないと進まないでしようから、この場でお待ちしててもんまり意味が無いのかな? と。

(被疑者不詳 J) はあはあ、ううん、じゃ、ちょっと、いいですか? 考えます。ちょっと待っててください。

(被疑者不詳 K) こんなには。

(私) こんちは。

(被疑者不詳 K) そうすればこちら内容読まさしてもらいました。そうすればこちら原本お返ししますね、はい、ありがとうございました。

(私) はい、

(被疑者不詳 K) コピー頂戴しましたので、結構ですよ、内容わかりますんで。で、今回おいでんなられた理由は、こちらに書いて有る通りでよろしいですかね? わかりました。他に何か有りますか?

(私) いや、他に何も無いです。あの、どなたでも結構ですから、まあ、あの、そうですね、まあ、1~2週間の間にあの、お答えいただければありがたいんですが?

(被疑者不詳 K) あ? 何をお答えするんですか?

(私) えっ? 何を? って、要望事項です。

(被疑者不詳 K) 要望?

(私) はい、最後に書いて有る通り。そこだけご説明しましょうか? ええ、要するにあ、あのう、とりあえず民事、民事で進めようとしてるので、

(被疑者不詳 K) はい、

P-甲 4号証の反証書

(私) あのう、被疑者の二人ですね、其々あの、居ますので、ええ、私が陳述した通り認めているのかどうか等を教えていただきたい。

(被疑者不詳K) それはお答えできませんです。

(私) いや、答えないとあの、訴訟にならないんですけど? 当人の

(被疑者不詳K) 他に何かご要望は?

(私) いやあの、当人の、達の身元をとりあえず教えてください、直接訊きますので、本人達に。

(被疑者不詳K) は、ちょっとお答えできませんですね。

(私) その根拠は?

(被疑者不詳K) 根拠? 根拠とおっしゃいますと?

(私) いやいや、何の為に通報してます? 私の手続を妨害してますよね?

(被疑者不詳K) 手続を妨害?

(私) 当人達に直接訊いても本当のことを話すかどうかわからないですよね? 合法へのてき、あの、期待可能性の問題として。

(被疑者不詳K) ちょっとわかんないです、おっしゃることが。

(私) いやいや、犯人であれば、当然あの、本当の事なんか言わないですよね? 蓋然性として、確率として。 ですから警察を通してるんです。 で、警察に身元を確認していただいてるんです。 ですからそれを開示してくださいと言ってるんです。

(被疑者不詳K) お答えできませんですね。

(私) どう? どう? それは非常にあの、お答えが理不尽ですね? じゃ、何の為に通報するんですか? 一般人は。 おっしゃってください。

(被疑者不詳K) 相手方のことを誰某って言って回ることはございません。 ですので私が貴方の例えばご住所と名前を言って回るってこともやはり無いのと同じように、ええとその相手方に対して、ええ、名前であるとか、申し立ててる内容であるとか、を当事者である貴方にお答えすることはちょっとできないと。

(私) そうゆうことならなぜその場での、必要が有れば相手に訊いてくれと言わなかつたんですか? 当然、警察に、後日訊けば教えてくれるものと思って訊いてないんですが? そうすると連絡取りようが無いですね? 相手に。 それすると完全に手続妨害とゆうか、隠蔽と、はっきり言えばそうゆう状態と見做されざるをえないと想いますが?

(被疑者不詳K) 隠蔽? 隠蔽とゆうと?

(私) 隠蔽とゆうと、相手の身元をまず隠してますよね? 秘匿します。プライバシーがどうのなんて言ってられる場合じゃない、そんなものは口実ですね? 犯罪だと言ってるんです?

(被疑者不詳K) 何の犯罪なんですか?

(私) 書いてあるでしょ? 読んでください。読みましょうか? 全部。一から読みましょうか?

(被疑者不詳K) 読みましたよ、どこに書いて有るんですか?

(私) 真ん中の部分ですね、特に名譽と自由に対する脅迫です。

(被疑者不詳K) 自由に対する脅迫? で、お答えできない理由はこちらに、ええと、イマ

P-甲4号証の反証書

イさんがおっしゃっている内容の通りです。

(私) え? どうゆうことですか? 私が?

(被疑者不詳K) 読みましょうか?

(私) 私は書いて有る通り、ええ、その為の通報です、と書いて有りますよ? はい。

(被疑者不詳K) はい、この辺りに書いて有りません? 何か、お答えできないとゆうのが? 警察官として相手方のことをお答えできない理由とゆうのが? で、具体的な根拠を数字で示すとゆうのはどうゆう意味なんでしょうか? 数字で示すとゆうのは、8とか15とか20とか?

(私) いや、数字で示してあるでしょ? 私は。私はそれぞれ1/100とか数字で示してあるでしょ? その箇所に数字で答えて下さいってことです。

(被疑者不詳K) 事件性を否定する合理的な数値というのは? 少しつくりこないんですけど、それが100とか2000ってゆう答えになるわけですか? 10000とか、数字でお答えするってゆうのは?

(私) ええ、どんな数字でもいいですから数字で示してください。そうでないと合理性が出てないですよね? 示せないでしよう?

(被疑者不詳K) ううん、それ対象とする客観的な数字というものが無いので、ここで数字でお答えすることは無いです。 次のご質問ですね、ううんと、対応窓口ですね? ええと事案事案によって、対応する窓口は変わってくるので、一本化することはできないとゆうことが回答でございます。

(私) いや、私は刑事的な訴えをしてるんで、当然、窓口は刑事課になるはずなんですが、 そうゆう理解でよろしいですか?

(被疑者不詳K) 自由に対する、何でしたっけ? の事件だと? 違反だと?

(私) 元々、生命に対する脅迫であると、あの、まあ、村八分とゆうか、包囲網は。 の意図は、元々、生命に対する害意であるとゆう主張をしてます。書いて有る通り、ええ、一番上ですか、前橋地裁 平成30年(ワ)356号の事件の中でそうゆう主張をしておりますが、ええ、まあ、その後考え方でみると、ここに判示しておりますような、大阪高裁の判例にも見られます通り、村八分とゆうのは、名譽と無言の、あ、名譽と自由に対する脅迫としての判例が有るとゆうことも考えますと、生命だけでなく、ええ、名譽と自由も害意の対象となっているであろうと。

(被疑者不詳K) ふんふん、

(私) 今回は特に名譽、名譽に対しての、に対する害意だと思います。 そ、それは否定しようが無いですよね? 座っていた人の人格とゆうか、存在そのものを否定している行為ですか。

(被疑者不詳K) はあ、

(私) もう、名譽に対する害意とゆうか、もう、現実に実行行為として有りますよね?

(被疑者不詳K) そうですか?

(私) いや、そうですか? って、否定するんだったら根拠を示してください。

(被疑者不詳K) 数字で?

P-甲4号証の反証書

(私) まあ、できれば?

(被疑者不詳K) 数字ってゆうのは、10000とか80000とかってゆうふうに申し上げれば、ああなるほどってなるものなんですか?

(私) いや、その数字が妥当、妥当であればね、

(被疑者不詳K) 1億とか、そうゆう数字が妥当であるか妥当でないかは、誰が判断するんですか?

(私) いや、そら最終的には裁判所でしょうね?

(被疑者不詳K) 裁判所が?

(私) だけど一般的に、一般人の感覚で、ええ、妥当かどうか?ってのはまず測られますね?

(被疑者不詳K) 問題点とすると、イスを取られた行為ってのが村八分に該当するから名譽に対する脅迫であるとゆうことが申立の一番と考えてよろしいですか?

(私) そうですね。名譽に対すると明確に言ったかどうかは、ええ、記憶してませんが、脅迫であることは強硬に主張しましたよ私、二回とも。あ、二回、ああ、一回目は、ええ、ま、今回単発ではまあ、訴えるのに蓋然性として不充分でしょうが、再、もし再発した場合には話が全然変わって来ますよね?とゆうことは念を押しました。それで二回目が起きると、はい。で、二回目に来た方々は、なにしろ、いくら、ええ、脅迫だと主張しても全く認めませんでした。事件性はとにかく有りませんと。なぜですか?と訊ねても理由はおっしゃいませんでした。とにかく事件性は無いと。

(被疑者不詳K) ほうお、無いですね。

(私) (苦笑)だからなぜですか?

(被疑者不詳K) 公共性です。

(私) はい?

(被疑者不詳K) 公共性です。

(私) あ? ああ、温泉だからってことですか?

(被疑者不詳K) 温泉であるとゆうか、ま、一般往来する場所ですよね?誰しもが使える。

(私) うん、だから?

(被疑者不詳K) その侵害行為の程度が、どのようにお考えですか?

(私) いや、ですから空いている状況だったってゆうのが非常に重要なんです、この場合、はい。

(被疑者不詳K) はい、

(私) 刑事的にはね。そこを相手が認めているかどうか、供述内容を示してくださいと言つてるんです。そういうことなんんですけど? そうしないと私としては手続き進まないですよね? それはおわかりいただけると思うんです? 手続が進まないとゆうことは手続妨害です。手続を受ける権利の侵害です。

(被疑者不詳K) まあ、私がまあ、申し上げた通りです。以上の通りなんですが? 公共性が有るので違反性は無い、事件ではないのであれば相手方の話とか、

(私) 公共性が無いでしょう?きゅう、九つ有る蛇口の中で、二つ三つしか使われていな
いんだから、わざわざその使われ、あの、塞がっているとこを狙ってくる必然性がどこに

P-甲 4号証の反証書

も無いでしょ? それ、公共性は、その場合、公共性は無いですよね?

(被疑者不詳K) 無いですか?

(私) ええ、場所取りに当る場合は初めて公共性とゆう言葉を使えると思いますよ? 場所取りに当たってないんです。 そこが最もあの、事件性の高いポイントです。 二回ともガラ空きなんです、はい。

(被疑者不詳K) ううん、まあ、そうゆう主張であることはわかりました。 他には?

(私) え?

(被疑者不詳K) 他には?

(私) いやいや、ですから、要望はここに書いて有る通りです。

(被疑者不詳K) まあ、基本的に今一つ一つ、

(私) これにお答えいただきたいと。

(被疑者不詳K) 今お答えした通りです。

(私) 合理性が有りません。

(被疑者不詳K) 合理性? 合理性とおっしゃるのは?

(私) (苦笑)いや、ですから私が訴えている事件性を否定する根拠が有りません。根拠になつてません。

(被疑者不詳K) あ、それはやっぱりマイさんが思うだけですよね?

(私) いや、思うじやなく、だからそうゆう水掛け論にならないように数字を示せと言つてるんです? 私は数字を提示しますよ? それが信義則違反だつつてるんです?

(被疑者不詳K) ん? 要請事項の中に数字とゆうのはどちらを指し、示して言つてるんですか?

(私) ポイントの①から④とかに1/100だ1/10だって数字が入つてますでしょ? それは偶発性の確率のことです。 1/100と書いてあれば99%は何らかの意図であると。 恣意性を示しております。

(被疑者不詳K) あ、 1/100ってゆうのはその可能性を書いてあるんですか? 統計的な。

(私) はい、そう言わなきやわかんないですか?

(被疑者不詳K) ん、何の統計なんですか?

(私) いや、統計ってゆうか、統計ではないです。 いや、自分の見込み数字です。

(被疑者不詳K) ああ、見込み数字でいいんですよね? ああ、見込み数字なのかな? と思ったけど、何か、確率とおっしゃつたんで、な、どうゆうことかな? と思ったんですけど、そうですか? あ、わかりました。

(私) まあ、自分の見込みと言つてもそれは、経験則にも当然基いてますね。 そうでないと判断しようがないですから。

(被疑者不詳K) ああ、百回温泉に行った時に一回はイスを取られるであろうってゆう確率が1/100と?

(私) あ、まあ、偶然としてそのぐらい有るかな?と。

(被疑者不詳K) ああ、じゃ、有る出来事なんですね? これらはね、100回に1回くらいは。

(私) (苦笑) そう思いませんか? その少ない確率を主張されるんですか?

P-甲4号証の反証書

(被疑者不詳K) ああ、じゃあ、100回に1回有る出来事が今回、あったんですということですか?

(私) それが二回重なっているってゆうことは掛け算なりますよね?

(被疑者不詳K) 100掛ける100は、何回ぐらいですか? ん? 連続ってゆうことは、100回に1回が連続しても、やっぱり100回に1回は100回に1回ですよね?

(私) いや1/10000ですよ、1/10000です。

(被疑者不詳K) 掛け算になるんですか?

(私) はい?

(被疑者不詳K) 何回行っても1/100は1/100のような気がするんですけど? ま、まあ、そこはおっしゃることなんでしょう、

(私) で、これ、二回目だけでもね、二回目だけでも要因が四つ有るんです。このそれぞれ掛け算になります、二回目の。

(被疑者不詳K) ああ、なるほど、なるほど。ああ、そうゆう意味合いでですか?この数字は。

(私) だから何十万分の1かにはなりますよ? 二回目だけ、あの考えてもね。

(被疑者不詳K) とゆう奇跡的な出来事が今回起った事に関する、ええ、村八分の脅迫とゆうことで?

(私) はい、ですから、一回目も二回目も、単発で考えても99.99%以上の蓋然性を持ってますねと。恣意性が有りますねと、はい。それが事件性だとゆうことです。

(被疑者不詳K) ああ、なるほどね、はい、わかりました。有りますか? 他に何か。

(私) ええと、とにかく沼田署として、あの、近日中にご対応いただきたいと。とゆうか、そんなことを言ってる間にたぶん次が起ると思います、はい。そうすると、ますます蓋然性が上がりますね? というお話です。

(被疑者不詳K) 蓋然性が上がる?

(私) 掛け算になります。

(被疑者不詳K) うん? 蓋然性は下がるんじゃないですか? だって、確率のパーセンテージが、分母が増えていくんだから、分の一が減っていくような気がするんですけど?

(私) いや、あの、事件としては掛け算になりますね? 一回目掛ける、一回目の確率掛ける二回目の確率掛ける三回目の確率という具合になります。

(被疑者不詳K) まあ、それってゆうか、ま、そうですか? わかりました。ま、主張なんですね? わかりました。で、こちらの要請事項については今お答えした通りなんで、今後特に沼田署のほうからマイさんほうにお答えすることは無いんですけど、何か他にはござります?

(私) (苦笑) そのお答えが極めて不合理なんですが、まああのう、膠着状態になるってゆうのは、今までの経験則でわかつておりますので、このあたりで失礼します。

(被疑者不詳J) これから水上交番に行く予定なんですか?

(私) いや、あのう、そうゆう話ならまとめてこっちに出したほうがいいですよ、って地域課のワタナベさんに言われたんで今日お持ちしました。 昨日、言われました。

(被疑者不詳K) はい、ではお気をつけて。よろしくどうぞ。

以上